

資 料 編

資料編 目次

1	防災関係組織等	資料1
1-1	防災関係機関一覧	資料1
1-2	LPガス取扱（販売）施設一覧	資料3
1-3	簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等	資料3
2	防災施設・設備等	資料5
2-1	村域における通信施設	資料5
2-2	観測施設一覧	資料6
2-3	自衛隊宿泊施設一覧	資料6
2-4	医療機関一覧	資料6
2-5	東海地震事前避難対象地区等一覧	資料8
2-6	指定避難所等一覧	資料9
2-7	応急給水用施設・資機材等保有状況	資料10
2-8	備蓄の状況	資料10
2-9	自主防災会保有資機材一覧	資料11
3	消防関係	資料13
3-1	消防力の現況	資料13
4	災害危険箇所	資料14
4-1	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	資料14
4-2	山地災害危険地一覧	資料14
4-3	土石流危険渓流一覧	資料15
4-4	土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧	資料17
4-5	重要水防区域一覧	資料21
4-6	危険物施設の現状	資料21
5	輸送関係	資料22
5-1	ヘリコプター主要発着場一覧	資料22
5-2	異常気象時における道路等通行規制基準	資料22
6	条例等	資料23
6-1	山中湖村防災会議条例	資料23
6-2	山中湖村災害対策本部条例	資料26
6-3	山中湖村地震災害警戒本部条例	資料27
6-4	山中湖村地震災害警戒本部活動要領	資料28
6-5	山梨県災害救助法施行細則（別表）	資料30
6-6	山中湖村防災行政無線条例	資料36
6-7	山中湖村防災行政無線条例施行規則	資料45
7	協定	資料47
7-1	環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	資料47
7-2	富士北麓災害時の相互応援に関する協定	資料50

7-3	富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成 市町村災害時相互応援に関する協定書.....	資料53
7-4	山梨県常備消防相互応援協定書.....	資料57
7-5	山梨県消防防災ヘリコプター応援協定.....	資料59
7-6	災害時における応急対策業務に関する細目協定書 (（一社）山梨県建設業協会)	資料61
7-7	災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の 協力に関する覚書.....	資料65
7-8	地域貢献活動等に関する覚書（㈱蒼天）	資料67
7-9	地域貢献活動等に関する覚書（基本協議内容案）（㈱サカモトクリエイト） ..	資料68
7-10	地下水保全・地下水を活用した事業の実施に関する協定書（㈱蒼天）	資料69
7-11	消防団相互応援協定書（忍野村）	資料71
7-12	地域防災対策総合治山事業により設置した山地災害予防 施設の維持管理に関する基本協定書（山梨県）	資料72
7-13	災害時の情報交換に関する協定（国道交通省関東地方整備局）	資料74
7-14	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（㈱ケーヨー）	資料76
7-15	山中湖村防災行政無線の使用に関する覚書（東京電力㈱）	資料78
7-16	山中湖村防災行政無線の使用に関する覚書（山梨県）	資料81
7-17	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (ウエルシア関東（株）)	資料83
7-18	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)	資料85
7-19	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（(株) J マート）	資料87
7-20	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書（(株) カインズ）	資料89
7-21	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (（株）クスリのサンロード)	資料91
7-22	災害時における協力に関する協定書（（一社）全日本冠婚葬祭互助協会）	資料93
7-23	災害時における被害家屋状況調査に関する協定書（山梨県土地家屋調査士会 ・（公社）山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）	資料98
7-24	足立区と山中湖村との災害時における相互援助に関する協定書.....	資料100
8	様 式	資料101
8-1	自衛隊災害派遣要請依頼文書様式.....	資料101
8-2	自衛隊災害派遣撤収依頼文書様式.....	資料102
8-3	消防防災航空隊出場要請書.....	資料103
8-4	県指定に基づく報告様式	資料104
8-5	「東海地震に関連する情報」発表字の報告様式.....	資料107
8-6	「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式.....	資料110
8-7	「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式.....	資料113
8-8	各種救助に係る様式	資料118
8-9	避難勧告等発令情報（放送事業者への放送提供）	資料140
8-10	災害救助用米穀の引渡要請書様式.....	資料141

8-11	空中消火実施報告書	資料142
8-12	緊急消防援助隊応援要請連絡	資料143
8-13	相互応援協定に基づく応援出動要請	資料144

1 防災関係組織等

1-1 防災関係機関一覧

(1) 県

機 関 名	所 在 地	電話番号	
県総務部防災危機管理課	甲府市丸の内一丁目6-1	055-223-1432	
富士・東部地域	富士・東部地域県民センター	都留市田原三丁目3-3	0554-45-7800
	富士・東部保健福祉事務所 (富士・東部保健所)	富士吉田市上吉田一丁目2-5	0555-24-9032
	富士・東部林務環境事務所	都留市田原町三丁目3-3	0554-45-7810
	富士・東部農務事務所	都留市田原町三丁目3-3	0554-45-7830
	富士・東部建設事務所	大月市大月町花咲1608-3	0554-22-7800
	富士・東部建設事務所 吉田支所	富士吉田市上吉田一丁目2-5	0555-24-9050

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	防災担当課	所 在 地	電話番号
関東財務局 甲府財務事務所	総務課	甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎	055-253-2261
関東農政局 甲府地域センター	農政推進グループ 食品産業チーム	甲府市丸の内1-1-18	055-254-6055
関東森林管理局 山梨森林管理事務所	総務グループ	甲府市宮前7-7	055-253-1336
関東運輸局 山梨運輸支局	企画調整部門	笛吹市石和町唐柏1000-9	055-261-0880
甲府地方気象台	防災業務課	甲府市飯田四丁目7-29	055-222-9101
関東総合通信局	陸上第二課	東京都千代田区九段南1-2-1	03-6238-1771
山梨労働局	総務課	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2850
関東地方整備局 甲府河川国道事務所	河川管理課	甲府市緑が丘1丁目10の1	055-252-5491
〃 富士吉田国道出張所		富士吉田市上吉田3丁目2の18	0555-22-4188

(3) 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第1特科隊	忍野村忍草3093	0555-84-3135

資料編

(4) 消防

機 関 名	所 在 地	電話番号
富士五湖広域行政事務組合 富士五湖消防本部	富士吉田市下吉田6-2-6	0555-22-0119
富士五湖広域行政事務組合 富士吉田消防署	富士吉田市下吉田6-2-6	0555-23-0119
富士五湖消防本部 富士吉田消防署東部出張所	山中湖村山中1212-16	0555-62-0119

(5) 警察

機 関 名	所 在 地	電話番号
富士吉田警察署	富士吉田市上吉田 5-10-13	0555-22-0110
〃 山中湖駐在所	山中湖村平野 506-296	0555-62-2431

(6) 指定公共機関

機 関 名	防災担当課	所 在 地	電話番号
N T T 東日本(株) 山梨支店	設備部 災害対策室	甲府市朝気 3-21-15	054-237-0569
(株)N T T ドコモ 山梨支店	ネットワーク部	甲府市丸の内1-10-7	055-236-1321
日本赤十字社 山梨県支部	事業推進課	甲府市池田一丁目 6-1	055-251-6711
日本放送協会 甲府放送局	放送部	甲府市丸の内1-1-20	055-255-2113
中日本高速道路(株) 大月保全・サービスセンター	総務企画担当課	大月市大月町花咲223	0554-22-2151
日本通運(株) 山梨支店	総務課	甲府市丸の内 2-26-1	055-224-4102
東京電力(株) 山梨支店	総務部 総務グループ	甲府市丸の内1-10-7	055-215-5111
日本郵便(株)			
山中湖郵便局		山中湖村山中446-3	0555-62-0074
旭日丘郵便局		山中湖村平野506-296	0555-62-1901
平野簡易郵便局		山中湖村平野新井94	0555-65-8337

(7) 指定地方公共機関

機 関 名		所 在 地	電話番号
(株)山梨放送	報道部	甲府市北口2-6-10	055-231-3232
(株)テレビ山梨	報道部	甲府市湯田2-13-1	055-232-1114
(株)エフエム富士	放送部	甲府市川田町アリア105	055-228-6969
山梨交通(株)	総務部	甲府市飯田3-2-34	055-223-0811
富士急行(株)	交通事業部	富士吉田市新西原5-2-1	0555-22-7101
富士急山梨バス(株)		富士河口湖町小立4837	0555-72-6877
(一社)山梨県トラック協会	総務部	笛吹市石和町唐柏1000-7	055-262-5561
(一社)日本コミュニティー協会関東 支部山梨県部会	事務局	甲府市若松町5-4	055-235-6211
(一社)山梨県エルピーガス協 会		甲府市宝1-21-20	055-228-4171

機 関 名		所 在 地	電話番号
(一社)山梨県医師会	総務課	甲府市丸の内2-32-11	055-226-1611
山梨県道路公社	道路管理課	甲府市丸の内2-14-13 ダイタビル1F	055-226-3835

(8) 公共的団体

機 関 名	所 在 地	電話番号
富士吉田医師会	富士吉田市緑ヶ丘2丁目7-21 富士北麓総合医療センター内	0555-24-3747
南都留中部商工会	山中湖村山中865	0555-62-0940
富士北麓森林組合	富士河口湖町船津6663番地1	0555-72-2300
(公財)山梨県下水道公社富士北麓浄化センター	富士吉田市下吉田26-1	0555-22-2259
山中湖村社会福祉協議会	山中湖村平野1450	0555-28-1014
山中湖観光協会	山中湖村平野506-296	0555-62-3100
山中湖漁業協同組合	山中湖村平野506-296	0555-62-2275

1-2 LPガス取扱(販売)施設一覧

名 称	所 在 地	電話番号
岩谷商事	山中湖村平野129	0555-65-8084
片山住設	山中湖村山中990-4	0555-62-0112
高村LPガス店	山中湖村山中328-4	0555-62-1600
(株)ミツウロコ都留店	西桂町小沼長塚194	0555-25-3939
吉田ガス山中湖営業所	山中湖村平野48	0555-65-8257

1-3 簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域等

平成21年4月1日現在

事業者名	供給地点群名	地点数	所在地
山梨ミツウロコガス(株)	ヴィラ芙蓉台	92	山中湖村平野字水の元2918-2
	第2ヴィラ芙蓉台	160	山中湖村平野字水の元2918-14
	ロイヤル山中湖ガーデン	78	山中湖村平野字柳原567
	山中湖レイクサイド	106	山中湖村平野字大地3884-6
	ロイヤルリゾート山中湖	142	山中湖村平野字柳原570
関東グロリアガス(株)	ビラフォーレ山中湖	93	山中湖村平野520-8
ガステックサービス(株)	エーブル山中湖	132	山中湖村平野字中之儘3784
	テルゾ山中湖	78	山中湖村平野字宮の脇1825-4
(株)サイサン	ファミールヴィラ山中湖弍番館	112	山中湖村山中字東姥ノ懐505-6

資料編

事業者名	供給地点群名	地点数	所在地
(株) ミ ツ ウ ロ コ	シ ェ ス タ 山 中 湖	156	山中湖村平野字柳原519—9
帝石パイプライン(株)	河 口 湖 支 所	—	山梨県南都留郡富士河口湖町船津6663-49
計 6事業者	11地点群	1,149	

2 防災施設・設備等

2-1 村域における通信施設

(1) 警察庁

局名	機関名	電話番号	通信範囲
山梨本部	山梨県警察本部	055-235-2121	県内
富士吉田	富士吉田警察署	0555-22-0110	県内

(2) 国土交通省

局名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
建設甲府	甲府河川国道事務所	055-251-0411	24	関東地方
建設富士吉田	甲府河川国道事務所富士吉田国道出張所	0555-22-4188	8	関東地方

(3) 県防災行政無線

局名	機関名	電話番号	通信範囲
山梨031	山中湖村役場	0555-62-1111	県内
山梨038	富士五湖消防本部	0555-22-0119	県内
山梨055	N T T 東日本(株)	055-237-0554	県内
山梨056	日本赤十字社山梨県支部	055-251-6711	県内
山梨058	日本放送協会甲府放送局	055-255-2111	県内
山梨061	日本通運(株)山梨支店	055-224-4102	県内
山梨062	東京電力(株)山梨支店	055-215-5111	県内
山梨065	日本郵便株式会社甲府中央郵便局	055-235-3394	県内
山梨066	(株)山梨放送	055-231-3232	県内
山梨067	(株)テレビ山梨	055-232-1114	県内
山梨068	(株)エフエム富士	055-228-6969	県内
山梨070	富士急行(株)	0555-22-7101	県内
山梨073	山梨県医師会	055-226-1611	県内
山梨074	山梨県LPガス協会	055-228-4171	県内
山梨075	山梨県道路公社	055-226-3835	県内
山梨076	山梨県看護協会	055-226-4288	県内
山梨078	山梨県社会福祉協議会	055-254-8610	県内
山梨079	山梨県ボランティア協会	055-224-2941	県内
山梨080	山梨県建築士会	055-233-5414	県内

2-2 観測施設一覧

(1) 県所管

観測種目	観測所名	観測場所	建設事務所
雨量、水位	山中湖	山中湖村山中地先	富士・東部建設事務所吉田支所

(2) 甲府地方气象台所管

観測種目	観測所名	観測場所
降水量、気温、風、日照時間	山中	山中湖村梨ヶ原1212-16 (緯度：35° 26. 2′、経度：138° 50. 2′、標高：992m)

2-3 自衛隊宿泊施設一覧

名称	所在地	宿泊可能人員
山中湖中学校屋内場	山中湖村山中341	231
山中小学校屋内場	山中湖村山中705	230
東小学校屋内場	山中湖村平野2435	230

2-4 医療機関一覧

(1) 基幹災害拠点病院

名称	診療科目	所在地	電話番号	FAX
県立中央病院	内、ア、リ、精、神内、小、外、整、形、脳、心血、小外、皮、泌、産、婦、眼、耳、麻、リハ、放診、放治、病診、臨検、救、歯口	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111	055-253-8011

(2) 基幹災害支援病院（災害拠点病院の補完）

名称	診療科目	所在地	電話番号	FAX
山梨赤十字病院	内、呼、循、小、外、整、形、脳、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、心血	富士河口湖町船津剣丸尾6663-1	0555-72-2222	0555-73-1385
山梨大学医学部附属病院	内、消内、循内、呼内、腎内、神内、血、・睡、精、小、皮、外、乳泌外、消外、心血、呼外、小外、整、脳、形、麻、産婦、泌、眼、頭・耳、放診、放治、病診、臨検、救、歯口、麻疹	中央市下河東1110	055-273-1111	055-273-7108

(3) 富士・東部地域の地域災害拠点病院

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
国民健康保険 富士吉田市立病院	内、精、神内、呼外、循内、 小、外、整、脳、心血、皮、 泌、産婦、眼、耳、リハ、放、 麻、形、救、リ、歯口	富士吉田市上吉田6530	(0555) 22-4111	(0555) 22-6995
大月市立中央病院	内、小、外、整、脳、皮、泌、 産婦、眼、耳、麻、リハ	大月市大月町花咲1225	(0555) 22-1251	(0555) 22-3765

(4) 富士・東部地域の災害支援病院・民間病院等（災害拠点病院の補完）

名 称	診 療 科 目	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
上野原市立病院	内、循内、小、外、肛外、整、 脳、リハ、放、皮、泌、眼、 耳、麻、神内、婦	上野原市上野原3504-3	(0554) 62-5121	(0554) 63-2469
都留市立病院	内、小、外、整、脳、形、呼 外、皮、泌、産眼、眼、耳、リ ハ	都留市つる5-1-55	(0554) 45-1811	(0554) 45-2467
回生堂病院	心内、精、神、放	都留市四日市場270	(0554) 43-2291	(0554) 43-5595
三生会病院	心内、精、神、	上野原市上野原1185	(0554) 62-3355	(0554) 63-3676
ツル虎ノ門外科 リハビリテーション 病院	整、脳、リハ、麻、外	都留市四日市場字瀬188	(0554) 45-8861	(0554) 45-8876

(5) 村内医療機関一覧

病 院 名	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号	診 療 科
山中湖村平野診療所	山中湖村平野141-1	(0555) 65-8229	(0555) 65-6260	内科 外科 整形外科
山中湖村診療所	山中湖村山中12	(0555) 62-2436		内科
山中湖村診療所	山中湖村山中12	(0555) 62-1740		歯科
千葉大学 救護所 ※夏季のみ	山中湖村山名235-1	(0555) 62-0069		歯科

(6) 感染症指定医療機関

○第一種感染症指定医療機関

病 院 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号	病床数
山梨県立中央病院	甲府市富士見1-1-1	055-253-7111	055-253-8011	2床

○第二種感染症指定医療機関

病 院 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号	病床数
市立甲府病院	甲府市増坪町366番地	055-244-1111	055-220-2650	6床
北杜市立甲陽病院	北杜市須玉町大豆生田 961-1	0551-42-1111	0551-42-1122	4床
公益財団法人山梨厚生会 山梨厚生病院	山梨市落合860	0553-23-1311	0553-23-0168	4床
峡南医療センター 富士川病院	富士川町鯉沢340-1	0556-22-3135		4床
国民健康保険 富士吉田市立病院	富士吉田市上吉田6530	0555-22-4111	0555-22-6995	4床
大月市立中央病院	大月市大月町花咲1225	0555-22-1251	0555-22-3765	4床

2-5 東海地震事前避難対象地区等一覧

地 区 名	人口	世帯数	指定避難場所	避難ルート
仲 の 儘 川	39	13	山中保育所	村道・県道
堀 の 奥 沢	90	30	〃	〃
小 海 原 沢	90	30	〃	〃
割 下 窪 沢	45	15	〃	〃
大 堀 川	300	100	平野保育所	〃
一 の 砂 川	150	50	〃	〃
長 池	109	40	〃	〃
大 久 保	90	30	山中湖村公民館	〃

2-6 指定避難所等一覧

使用する地域又は地域名	避難場所名	住 所	電話番号	F A X 番号	施設管理者	避難施設の面積	
						屋内 (㎡)	屋外 (㎡)
山中地区	山中小学校	山中湖村	(0555)	(0555)	学校長	2,807	12,498
	山中湖村住民児童体育館	山中705	62-0079	62-0135	教育長	1,155	
	山中湖中学校	山中湖村 山中341—40	(0555) 62-0103	(0555) 62-0395	学校長	3,247	19,950
	山中保育所	山中湖村 山中865—292	(0555) 62-0179	(0555) 62-2100	村長	2,068	1,470
	山中湖村公民館	山中湖村 山中448	(0555) 62-4386	(0555) 62-3125	教育長	1,587	3,745
	山中湖村民体育館		(0555) 62-3731		教育長	2,951	
	山中湖温泉紅富士の湯	山中湖村 山中865—776	(0555) 20-2700	(0555) 20-2701	村長	1,020	2,000
旭日丘地区	旭日丘公民館	山中湖村 平野506—624	(0555) 62-1118	(0555) 62-3914	教育長	357	4,781
	山中湖情報創造館	山中湖村 平野506—296	(0555) 20—2727	(0555) 62-4000	教育長	248	864
平野地区	東小学校	山中湖村 平野2435-1	(0555) 65-8152	(0555) 65-8904	学校長	2,605	16,907
	平野保育所	山中湖村 平野1997-1	(0555) 65-8542	(0555) 65-6141	村長	977	6,020
	山中湖村コミュニティセンター	山中湖村 平野283	(0555) 65-7750	(0555) 65-6788	教育長	707	3,038
	山中湖交流プラザきらら	山中湖村 平野479—2	(0555) 20-3111	(0555) 20-3112	村長	450	53,500
	山中湖平野温泉石割の湯	山中湖村 平野1450	(0555) 20-3355	(0555) 20-3356	村長	284	875
長池地区	長池コミュニティセンター	山中湖村 平野3307	(0555) 62-3448		教育長	269	786

2-7 応急給水用施設・資機材等保有状況

種 別	能力	保有数	所管
緊急遮断弁付配水池	1,174.0m ³	2基	生活産業課
	1,190.0m ³	1基	〃
	2,700.0m ³	2基	〃
ろ過機	—	8台	総務課

2-8 備蓄の状況

品目	数量	保存年限
アルファ米・カンパン等	6,000食	5年間（毎年2,000食更新）
保存水	6,000本	5年間（毎年2,000本更新）
サバイバルフーズ	14,000食	25年間（H27.3購入）

2-9 自主防災会保有資機材一覧

平成27年4月1日現在

資器材名	倉庫	役場 防災備蓄 庫	山 中 詰 所	平 野 詰 所	長 池 詰 所	旭 日 丘 詰 所	山 中 湖 中 学 校	山 中 小 学 校	東 小 学 校	山 中 保 育 所	平 野 保 育 所
チェンソー	1台		1台	1台	1台	1台					
ブルーシート (5.4m×7.2m)	180枚										
ブルーシート (1.8m×1.8m)	200枚										
トラロープ (100m×9mm)	5巻										
ポンドハンマー (3.5kg)	1丁		1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁
掛矢 (120mm)	1丁		1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁
トビくち	3丁		3丁	3丁	3丁	3丁	3丁	3丁	3丁	3丁	3丁
ノコギリ	1丁		1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁
スコップ	20丁		5丁	5丁	5丁	5丁	5丁	5丁	5丁	5丁	5丁
金テコ	2丁		2丁	2丁	2丁	2丁	2丁	2丁	2丁	2丁	2丁
油圧ジャッキ (5t)	1台		1台	1台	1台	1台					
つるはし	1丁		1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁
ボルトクリップ及びカッター (6mm)	1丁		1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁
おの	1丁		1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁	1丁
エンジンカッター			1台								
大型発電機 (1,700VA、照明付)	4台										
中型発電機 (2,000VA)	11台										
小型発電機	1台										
毛布	40枚										
アルミヒートブランケット	1000枚										
寝袋	300個										
エアーマット	1000個										
防災釜 (旧)	6個										
防災釜 (まかないくん85型)	4個										
防災釜 (まかないくん30型)	4個										
熱交換機	4個										
粉塵用マスク (3M)	2,000個										
防塵用マスク	650										
防塵用ゴーグル	650										
拡声器	2個										
給水タンク (3t)	3台										

資料編

備蓄場所 資器材名	倉 庫	役場 防災 備蓄	山 中 詰 所	平 野 詰 所	長 池 詰 所	旭 日 丘 詰 所	山 中 湖 中 学 校	山 中 小 学 校	東 小 学 校	山 中 保 育 所	平 野 保 育 所
給水タンク (0.5 t)	1台										
懐中電灯 (防水、単一3個使用)	200個										
消火栓バルブ開閉金具	9個										
非常持出袋	200枚										
短ロープ (5 m40)	200巻										
飲料水運搬バケツ (ビニール製)	200枚										
アルミ箱ナベ	200枚										
クイックコンロ (固定燃料付)	200個										
クイックパーテーション	5張										
トイレ用テント	10台										
インスタントトイレ本体	15台										
インスタントトイレ処理袋	3000個										
レジャーセット (※1)	200個										
救急セット (※2)	200個										
災害用日用品セット (※3)	30個										

※1 スプーン、フォーク、ナイフ、缶切、コップ、皿

※2 三角巾、ガーゼ、油紙、包帯、脱脂綿、はさみ、とげ抜き兼用ピンセット、紙絆、絆創膏、巻軸包帯

※3 タオル、コップ、ポケットティッシュ、洗剤、物干しロープ、洗濯バサミ、裁縫セット、救急絆創膏、巻軸包帯、ガーゼ、生理用品、鏡、櫛、歯ブラシ、石鹸、毛抜き、サバイバルツール、スプーン、フォークセット、ゴム手袋、軍手、ゴミ袋、ボールペン、メモ用紙、天チャックポーチ

3 消防関係

3-1 消防力の現況

平成27年4月1日現在

消防団				消防ポンプ自動車等現有台数				消防水利			
消防団数	分団数	団員数	水防団員兼務者	普通消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	指令車	小型動力ポンプ	消火栓(公設)	防火水槽		
				B-1級以上	B-1級以上		積載車ポンプ付		100m ³ 以上	40m ³ 以上 100m ³ 未満	20m ³ 以上 40m ³ 未満
1	7	101	101	3	4	2	8	212	2	46	15

4 災害危険箇所

4-1 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

平成25年4月1日現在

箇所名	市町村	大字	字	危険人家戸数
大久保	山中湖村	山中	大久保	8
大久保の2	山中湖村	山中	大久保	6
座臈	山中湖村	平野	座臈	2
長池	山中湖村	平野	長池	17
池の畑	山中湖村	平野	池の畑	1
赤芝	山中湖村	平野	赤芝	3
古屋	山中湖村	平野	古屋	1
向切詰	山中湖村	平野	向切詰	6
計	8			44

4-2 山地災害危険地一覧

(1) 崩壊土砂流出危険地区一覧

平成22年3月31日現在

番号	位置 (大字、字)	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業 進捗状況	公共施設等					
								人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道路
1	平野、一の砂	有	無	無	有	4.56	一部概成		13				県道
2	平野、中の砂	有	無	無	無	4.56	一部概成			6			県道
3	平野、小日向	有	無	無	有	2.25	一部概成			5			県道
4	平野、桑の木	有	無	無	有	2.73	一部概成				4		県道
5	平野、皆形	有	無	無	有	2.16	一部概成						県道
6	平野、皆形	有	無	無	有	0.18	未成						県道
7	旭ヶ丘、向切詰	有	無	無	無	10.80	一部概成		20				国道
8	旭ヶ丘、向切詰	有	無	無	無	1.68	一部概成		15				県道
9	旭ヶ丘、向切詰	有	無	無	無	2.16	一部概成						国道
10	平野、吉政	無	無	無	有	1.35	未成		13				県道

(2) 山腹崩壊危険地区一覧

位 置 (大字、字)	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)		治山事業 進捗状況	公 共 施 設 等					
				調査地区	危険地区 85点以上 メッシュ		人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 道路を除く	道 路
平野、吉政	無	無	有	16	16	無						県道

4-3 土石流危険溪流一覧

平成25年4月1日現在

幹川名	溪流名	市町村	字	人家戸数	公共施設数	公共建物
山中湖	大池沢	山中湖村	平野	9	0	
〃	中の儘川	〃	長池	2	1	
〃	長池沢	〃	〃	12	1	
〃	堀の奥沢の3	〃	平野	39	3	集会所
〃	堀の奥沢の1	〃	長池	46	3	集会所
〃	堀の奥沢の2	〃	〃	42	3	集会所
〃	小海原沢	〃	〃	18	4	集会所
〃	割下窪沢の2	〃	〃	11	1	
〃	割下窪沢	〃	〃	11	3	
〃	池畑沢	〃	平野	5	0	
〃	赤芝沢	〃	赤芝	6	5	
〃	中の砂川	山中湖村	〃	14	4	
〃	中の砂川の2	〃	新井	4	2	
〃	一の砂川	〃	〃	4	3	
〃	一の砂川の2	〃	平野	4	2	電話交換施設
〃	霜窪沢	〃	〃	5	1	
〃	霜窪沢の2	〃	平野	0	1	宿泊施設
〃	大堀川	〃	吉政	4	1	
〃	大堀川	〃	〃	14	1	
〃	階形沢の2	〃	平野	10	1	
〃	階形沢の3	〃	〃	22	0	
〃	階形沢	〃	〃	8	0	
〃	吉政沢	〃	〃	0	3	体育館
〃	柳原沢	〃	〃	19	2	
〃	下柳原沢	〃	〃	18	2	
〃	関沢	〃	切詰	23	0	
〃	切詰上沢	〃	平野	7	1	診療所
〃	切詰沢	〃	切詰	1	1	宿泊施設

資料編

幹川名	溪流名	市町村	字	人家戸数	公共施設数	公共建物
山中湖	三目沢	〃	向切詰	61	5	
〃	向沢	〃	〃	61	4	
〃	向沢の1	〃	〃	135	10	
〃	向切詰沢	〃	平野	51	2	
〃	平野沢	〃	〃	1	2	宿泊施設
〃	大洞上沢	〃	〃	43	1	
〃	大洞沢	〃	朝日ヶ丘	42	4	
〃	旭沢	〃	〃	40	4	
〃	朝沢	〃	〃	40	8	公民館
〃	茶屋段沢	〃	平野	5	3	
〃	下り山沢	〃	下り山	42	6	中学校
〃	下り山沢の2	〃	〃	90	7	中学校
〃	一の橋川	〃	諏訪堀	193	17	公民館
	計	41		1,162	122	

4-4 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧

危険箇所番号	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
2411001	土石流	大池沢		平野	H23. 3. 7	74
2411002	土石流	中の俣川	○	長池	H23. 3. 7	74
2411003	土石流	長池沢	○	長池	H23. 3. 7	74
2411004	土石流	堀の奥沢の3		平野	H23. 3. 7	74
2411005	土石流	堀の奥沢の1	○	長池	H23. 3. 7	74
2411006	土石流	堀の奥沢の2	○	長池	H23. 3. 7	74
2411007	土石流	小梅原沢	○	長池	H23. 3. 7	74
2411008	土石流	割下窪沢の2	○	長池	H23. 3. 7	74
2411009	土石流	割下窪沢	○	長池	H23. 3. 7	74
2411010	土石流	池畑沢	○	平野	H23. 3. 7	74
2411011	土石流	赤芝沢	○	赤芝	H23. 3. 7	74
2411012	土石流	中の砂川	○	赤芝	H23. 3. 7	74
2411013	土石流	中の砂川の2		新井	H23. 3. 7	74
2411014	土石流	一の砂川	○	新井	H23. 3. 7	74
2411023	土石流	吉政沢	○	平野	H23. 3. 7	74
2411024	土石流	柳原沢	○	平野	H23. 3. 7	74
2411025	土石流	下柳原沢	○	平野	H23. 3. 7	74
2411026	土石流	関沢	○	切詰	H23. 3. 7	74
2411027	土石流	切詰上沢	○	平野	H23. 3. 7	74
2411028	土石流	切詰沢	○	切詰	H23. 3. 7	74
2411029	土石流	三目沢	○	向切詰	H23. 3. 7	74
2411030	土石流	向沢	○	向切詰	H23. 3. 7	74
2411031	土石流	向沢の1	○	向切詰	H23. 3. 7	74
2411032	土石流	向切詰沢	○	平野	H23. 3. 7	74
2411033	土石流	平野沢	○	平野	H23. 3. 7	74
2411034	土石流	大洞上沢		平野	H23. 3. 7	74
2412001	土石流	大出山沢		山中	H23. 3. 7	74
2412002	土石流	池畑沢の2	○	平野	H23. 3. 7	74
2411015	土石流	一の砂川の2	○	平野	H23. 3. 24	131
2411016	土石流	霜窪沢		平野	H23. 3. 24	131
2411017	土石流	霜窪沢の2	○	平野	H23. 3. 24	131
2411018-1	土石流	大堀川-1	○	吉政	H23. 3. 24	131
2411018-2	土石流	大堀川-2		吉政	H23. 3. 24	131
2411018-3	土石流	大堀川-3	○	吉政	H23. 3. 24	131
2411018-4	土石流	大堀川-4	○	吉政	H23. 3. 24	131
2411018-5	土石流	大堀川-5	○	吉政	H23. 3. 24	131
2411019-1	土石流	大堀川2-1	○	吉政	H23. 3. 24	131
2411019-2	土石流	大堀川2-2		吉政	H23. 3. 24	131
2411020	土石流	階形沢の2		平野	H23. 3. 24	131
2411021	土石流	階形沢の3	○	平野	H23. 3. 24	131
2411022	土石流	階形沢	○	平野	H23. 3. 24	131
2411035	土石流	大洞沢	○	旭日ヶ丘	H23. 3. 24	131
2411036	土石流	旭沢	○	旭日ヶ丘	H23. 3. 24	131
2411037	土石流	朝沢	○	旭日ヶ丘	H23. 3. 24	131
2411038	土石流	茶屋段沢	○	平野	H23. 3. 24	131
2411039	土石流	下り山沢	○	下り山	H23. 3. 24	131
2415001	土石流	一の砂川の2 3	○	平野	H23. 3. 24	131

資料編

危険箇所番号	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
2415002	土石流	桑の木沢	○	平野	H23. 3. 24	131
7071001	急傾斜地の崩壊	大久保	○	大久保	H23. 3. 7	74
7071002	急傾斜地の崩壊	大久保の2	○	大久保	H23. 3. 7	74
7071003	急傾斜地の崩壊	大池	○	大池	H23. 3. 7	74
7071004	急傾斜地の崩壊	座蔵	○	座蔵	H23. 3. 7	74
7071005	急傾斜地の崩壊	長池	○	長池	H23. 3. 7	74
7071006	急傾斜地の崩壊	和田	○	和田	H23. 3. 7	74
7071007	急傾斜地の崩壊	池の畑	○	池の畑	H23. 3. 7	74
7071008-1	急傾斜地の崩壊	赤芝-1	○	赤芝	H23. 3. 7	74
7071008-2	急傾斜地の崩壊	赤芝-2	○	赤芝	H23. 3. 7	74
7071009-1	急傾斜地の崩壊	古屋-1	○	古屋	H23. 3. 7	74
7071009-2	急傾斜地の崩壊	古谷-2	○	古屋	H23. 3. 7	74
7071010	急傾斜地の崩壊	向切詰		向切詰	H23. 3. 7	74
7072002	急傾斜地の崩壊	大池Ⅱ・大池Ⅱの2	○	大池	H23. 3. 7	74
7072004	急傾斜地の崩壊	池の畑Ⅱ	○	池の畑	H23. 3. 7	74
7073001	急傾斜地の崩壊	大久保Ⅲ	○	大久保	H23. 3. 7	74
7075001	急傾斜地の崩壊	大久保Ⅴ	○	大久保	H23. 3. 7	74
7075002	急傾斜地の崩壊	大久保Ⅴの2	○	大久保	H23. 3. 7	74
7075003-1	急傾斜地の崩壊	大久保Ⅴの3-1	○	大久保	H23. 3. 7	74
7075003-2	急傾斜地の崩壊	大久保Ⅴの3-2	○	大久保	H23. 3. 7	74
7075004-1	急傾斜地の崩壊	染尻-1	○	染尻	H23. 3. 7	74
7075004-2	急傾斜地の崩壊	染尻-2	○	染尻	H23. 3. 7	74
7075005	急傾斜地の崩壊	大池Ⅴ	○	大池	H23. 3. 7	74
7075006	急傾斜地の崩壊	長池Ⅴ	○	長池	H23. 3. 7	74
7075007	急傾斜地の崩壊	長池Ⅴの1	○	長池	H23. 3. 7	74
7075008	急傾斜地の崩壊	宮の脇	○	宮の脇	H23. 3. 7	74
7075009	急傾斜地の崩壊	宮の脇の2	○	宮の脇	H23. 3. 7	74
7075010	急傾斜地の崩壊	吉政	○	吉政	H23. 3. 7	74
7075011-1	急傾斜地の崩壊	柳原-1	○	柳原	H23. 3. 7	74
7075011-2	急傾斜地の崩壊	柳原-2		柳原	H23. 3. 7	74
7075012	急傾斜地の崩壊	切詰	○	切詰	H23. 3. 7	74
7075013	急傾斜地の崩壊	切詰の2	○	切詰	H23. 3. 7	74
7075015-1	急傾斜地の崩壊	向切詰Ⅴ-1		向切詰	H23. 3. 7	74
7075015-2	急傾斜地の崩壊	向切詰Ⅴ-2		向切詰	H23. 3. 7	74
7075015-3	急傾斜地の崩壊	向切詰Ⅴ-3		向切詰	H23. 3. 7	74
7075015-4	急傾斜地の崩壊	向切詰Ⅴ-4		向切詰	H23. 3. 7	74
7075016-1	急傾斜地の崩壊	向切詰Ⅴの2-1		向切詰	H23. 3. 7	74
7075016-2	急傾斜地の崩壊	向切詰Ⅴの2-2		向切詰	H23. 3. 7	74
7075016-3	急傾斜地の崩壊	向切詰Ⅴの2-3		向切詰	H23. 3. 7	74
7075017	急傾斜地の崩壊	向切詰Ⅴの3	○	向切詰	H23. 3. 7	74
7075018	急傾斜地の崩壊	向切詰Ⅴの4	○	向切詰	H23. 3. 7	74
7075019	急傾斜地の崩壊	向切詰Ⅴの5	○	向切詰	H23. 3. 7	74
7075020	急傾斜地の崩壊	大久保Ⅵ	○	山中	H23. 3. 28	162
7075021	急傾斜地の崩壊	大久保Ⅶ	○	山中	H23. 3. 28	162
7075022	急傾斜地の崩壊	山中梁尻	○	山中	H23. 3. 28	162
7075023	急傾斜地の崩壊	大池Ⅱの3	○	山中	H23. 3. 28	162
7075024	急傾斜地の崩壊	讚美ヶ丘別荘地の1	○	山中	H23. 3. 28	162
7075025	急傾斜地の崩壊	讚美ヶ丘別荘地の2	○	山中	H23. 3. 28	162
7075026	急傾斜地の崩壊	賛美ヶ丘別荘地の3	○	山中	H23. 3. 28	162
7075027	急傾斜地の崩壊	賛美ヶ丘別荘地の4	○	山中	H23. 3. 28	162

危険箇所番号	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
7075028	急傾斜地の崩壊	賛美ヶ丘別荘地の5	○	山中	H23. 3. 28	162
7075029	急傾斜地の崩壊	賛美ヶ丘別荘地の6	○	山中	H23. 3. 28	162
7075030	急傾斜地の崩壊	賛美ヶ丘別荘地の7	○	山中	H23. 3. 28	162
7075031	急傾斜地の崩壊	小海原Ⅰの1	○	平野	H23. 3. 28	162
7075032	急傾斜地の崩壊	小海原Ⅰの2	○	平野	H23. 3. 28	162
7075033	急傾斜地の崩壊	小海原Ⅱの1	○	平野	H23. 3. 28	162
7075034	急傾斜地の崩壊	小海原Ⅱの2	○	平野	H23. 3. 28	162
7075035	急傾斜地の崩壊	水ヶ久保Ⅰ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075036	急傾斜地の崩壊	不動坂Ⅰ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075037	急傾斜地の崩壊	芙蓉台別荘地Ⅰ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075038	急傾斜地の崩壊	芙蓉台別荘地Ⅱ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075039	急傾斜地の崩壊	芙蓉台別荘地Ⅲ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075040	急傾斜地の崩壊	芙蓉台別荘地Ⅳ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075041	急傾斜地の崩壊	芙蓉台別荘地Ⅴ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075042	急傾斜地の崩壊	芙蓉台別荘地Ⅵ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075043	急傾斜地の崩壊	池畑Ⅲ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075044	急傾斜地の崩壊	池畑Ⅳ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075045	急傾斜地の崩壊	皆形	○	平野	H23. 3. 28	162
7072006	急傾斜地の崩壊	平野Ⅱ	○	平野	H23. 3. 28	162
7072005	急傾斜地の崩壊	以来Ⅱ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075046	急傾斜地の崩壊	以来Ⅲの1	○	平野	H23. 3. 28	162
7075047	急傾斜地の崩壊	以来Ⅲの2	○	平野	H23. 3. 28	162
7075048	急傾斜地の崩壊	以来Ⅳ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075049	急傾斜地の崩壊	以来Ⅴ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075050	急傾斜地の崩壊	以来Ⅵ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075051	急傾斜地の崩壊	以来Ⅶ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075052	急傾斜地の崩壊	以来Ⅷ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075053	急傾斜地の崩壊	柳原Ⅱ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075054	急傾斜地の崩壊	柳原Ⅲ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075055	急傾斜地の崩壊	向切詰	○	平野	H23. 3. 28	162
7075056	急傾斜地の崩壊	旭日丘Ⅰ	○	平野	H23. 3. 28	162
7075057	急傾斜地の崩壊	旭日丘Ⅱ		平野	H23. 3. 28	162
7075058	急傾斜地の崩壊	富士桜ヶ丘Ⅰ		山中	H23. 3. 28	162
7075059	急傾斜地の崩壊	大久保Ⅴの4	○	山中	H23. 8. 25	334
7075060	急傾斜地の崩壊	讚美ヶ丘別荘地の8	○	平野	H23. 8. 25	334
7075061	急傾斜地の崩壊	小海原Ⅴ	○	平野	H23. 8. 25	334
7075062	急傾斜地の崩壊	赤芝の1	○	平野	H23. 8. 25	334
7075063	急傾斜地の崩壊	赤芝の2	○	平野	H23. 8. 25	334
7075064	急傾斜地の崩壊	石割神社の1	○	平野	H23. 8. 25	334
7075065	急傾斜地の崩壊	石割神社の2	○	平野	H23. 8. 25	334
7075066	急傾斜地の崩壊	石割神社の3	○	平野	H23. 8. 25	334
7075067	急傾斜地の崩壊	中の砂川	○	平野	H23. 8. 25	334
7075068	急傾斜地の崩壊	霜窪の1	○	平野	H23. 8. 25	334
7075069	急傾斜地の崩壊	霜窪の2	○	平野	H23. 8. 25	334
7075070	急傾斜地の崩壊	大堀川グラウンドの1	○	平野	H23. 8. 25	334
7075071	急傾斜地の崩壊	大堀川グラウンドの2	○	平野	H23. 8. 25	334
7075072	急傾斜地の崩壊	霜窪沢グラウンドの1	○	平野	H23. 8. 25	334
7075073	急傾斜地の崩壊	霜窪沢グラウンドの2	○	平野	H23. 8. 25	334
7075074	急傾斜地の崩壊	吉政の2	○	平野	H23. 8. 25	334

資料編

危険箇所番号	自然現象の種類	区域名	特別警戒区域を含む区域	概ねの位置(大字)	告示日	告示番号
7075075	急傾斜地の崩壊	吉政の3	○	平野	H23. 8. 25	334
7075076	急傾斜地の崩壊	吉政の4	○	平野	H23. 8. 25	334
7075077	急傾斜地の崩壊	吉政の5	○	平野	H23. 8. 25	334
7075078	急傾斜地の崩壊	切詰上沢	○	平野	H23. 8. 25	334
7075079	急傾斜地の崩壊	向切詰Vの6	○	平野	H23. 8. 25	334

4-5 重要水防区域一覧

◎ 県管理区域（平成25年度）

建設 事務所名	河川名	位置			左右 岸別	延長 (m)	重要度		注意を要する理由	水防倉庫
		市町村	大字	字			階級	種別		
富士・東部	一の砂川	山中湖村	平野	坂地関口	左	400	a	堤防高	堤防断面不足	富士・東部建設事務所水防倉庫
〃	〃	〃	〃	〃	右	400	a	〃	〃	〃
〃	大堀川	〃	〃	柳原・茨島	左 右	430 430	a a	水衝箇所	〃	〃
〃	相模川 (桂川)	〃	山中	地内	左 右	250 250	b b	堤防高	堤防高不定	〃
〃	大堀川	〃	平野	地内	右	1箇所	b	工作物 (橋梁)	流水疎通障害 大堀端(管理者:山梨県)	〃

(注) 重要水防区域の重要度の評定基準

種別	基準	
	最も重要な区間(a)	次に重要な区間(b)
堤防高	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が度々予想される場合。	堤防が低く又は無堤で河岸が低く、洪水により越水が予想される場合。
水衝箇所	洪水時水衝部において護岸等が度々破損されるもの、あるいは破堤寸前程度までの欠壊等の実績があるもの、天然河岸で侵食甚しく危険なもの。	洪水時水衝部において護岸があるが目詰め石積とか護岸が古くなって効用が著しく減じている等完全と云えないものの天然河岸で侵食されているもの。

4-6 危険物施設の現状

平成25年4月1日現在

製造所	貯蔵所								取扱所					合計
	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所	小計	
	5	9	12	107		14		147	8			8	16	163

5 輸送関係

5-1 ヘリコプター主要発着場一覧

平成25年4月1日現在

◎ 飛行場外離着陸場

場外離着陸場	所在地	座標-北緯			座標-東経			土地表面	散水
山中湖交流プラザ「きらら」	山中湖村平野479-2	35	25	11	138	53	44	芝地	無

◎ 臨時ヘリポート

施設名	所在地	施設管理者 又は占有者	施設規模			広さ (幅×長さ) (m)	消防署から の所要時間 (分)
			大型	中型	小型		
山中小学校校庭	山中湖村山中705	学 校 長	○			100×76	6
東小学校校庭	山中湖村平野2435-1	〃	○			75×66	15
山中湖中学校校庭	山中湖村山中341-40	〃	○			120×100	10

5-2 異常気象時における道路等通行規制基準

◎ 一般国道

路線名	管理事務所名	規制区間		規制条件 (通行止)	気象等観測所	危険内容
		区 間	延長 (km)			
国道413号線	峡東建設事務所	南都留郡山中湖村平野(寺之沢橋)～ 〃 道志村長又(管指橋)	9.0	連続雨量130mm以上 時間雨量 25mm以上	山 中 湖 大 山 橋	土砂崩落、 落石

6 条 例 等

6-1 山中湖村防災会議条例

(昭和38年3月15日)
(条例第6号)

改正 平成12年3月24日条例第8号

平成18年12月14日条例第23号

平成24年9月14日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、山中湖村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山中湖村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、村長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 山梨県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (8) その他村長が必要と認め任命する者
 - (9) その他村長が必要と認め任命する者
- 6 前項の委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、村長が任命する。

資料編

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和38年3月15日から施行する。

附 則 (平成12年条例第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

山中湖村防災会議委員一覧

No.	役 職 名
1	山中湖村長（会長）
2	山中湖村副村長（職務代理）
3	富士五湖消防本部消防長
4	富士・東部地域県民センター所長
5	山中湖村議会議長
6	山中湖村教育長
7	山中湖村消防団長
8	山中湖駐在所長
9	山中区長
10	平野区長
11	長池区長
12	旭日丘区長
13	山中湖村婦人会長
14	山中湖中学校長
15	山中小学校長
16	東小学校長
17	東京電力株式会社 大月支社
18	N T T 東日本
19	総務住民次長
20	総務課長
21	総務課長補佐
22	山中保育所長
23	平野保育所長

6-2 山中湖村災害対策本部条例

(昭和38年3月15日)
(条例第7号)

改正 平成24年9月14日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、山中湖村災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年3月15日から施行する。

附 則（平成24年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

6-3 山中湖村地震災害警戒本部条例

(昭和54年9月27日)
(条例第8号)

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、山中湖村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから村長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから村長が委嘱する者

(2) 山中湖村消防団長

(3) 山中湖村教育委員会教育長

(4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 村の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから村長が任命する者

(6) 富士五湖消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから村長が委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、村の職員のうちから、村長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部と部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6-4 山中湖村地震災害警戒本部活動要領

(昭和54年11月14日)
(訓令第5号)

改正 平成19年3月27日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この要領は、山中湖村地震災害警戒本部条例（昭和54年条例第8号）の規定により山中湖村地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の活動等に関する事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 副本部長は、副村長をもつてあてる。副村長が欠けたときは、主管課長とする。

(本部員)

第3条 山中湖村地震災害警戒本部条例（以下「警戒本部条例」という。）第2条第5項第1号に定める機関は、富士吉田警察署長又はその指名する職員のうちから村長が委嘱する者

2 警戒本部条例第2条第5項第4号に定める職員は、山中湖村の課長とする。

3 警戒本部条例第2条第5項第5号に定める機関の長、役員又はその指名する職員のうちから村長が任命する者

(部設置)

第4条 警戒副本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置きその名称及び部長は、警戒本部員を構成する各団体及び機関の事務分掌に定める者をもつてあてる。

2 部長会議は部長をもつて構成し副本部長が招集する。

(配備)

第5条 警戒本部の配備については、別表配備基準のとおりとする。

(情報連絡)

第6条 警戒本部に係る職員は、勤務時間外又は休日等においても警戒宣言の発令等地震情報を常に知り得るよう努めるものとする。

2 警戒本部との連絡体制は、警戒本部構成機関の指名する連絡員を設け所定の場所に常駐させるとともに所属機関との連絡にあたらせるものとする。

(避難状況等の報告)

第7条 大規模地震対策特別措置法第28条に定める避難状況等の報告については、山中湖村地域防災計画の被害状況報告計画に定めるところにより報告するものとする。

(事務局)

第8条 警戒本部の事務を処理するため警戒本部に事務局を設置する。

(1) 事務局に局長、次長及び局員を置く。

(2) 局長は、主管課長をもつてあてる。

(3) 次長は、主管係長をもつてあてる。

(4) 局員は、副本部長が指名する。

(その他)

第9条 警戒副本部長及びその他の職員は、地震防災応急活動に従事する場合は山中湖村地域防災計画に定める腕章等を着用する。自動車を利用する場合は、緊急標識又は標旗を使用するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年訓令第3号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表 略

別表 略

6-5 山梨県災害救助法施行細則（別表）

最近改正 平成246年4月1日規則第30号

第1 救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所

ア 避難所に収容することができる者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者とする。

イ 避難所は、学校、公民館等既存の建物を利用して開設することを原則とする。ただし、適当な建物が得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により開設することができる。

ウ 避難所を設置するために支出することができる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり310円以内の額とする。ただし、高齢者、障害者等（(2)のエにおいて「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 避難所の設置が冬季（10月から3月まで）の場合は、別に定める額をウの額に加算する。

オ 避難所を開設することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

ア 応急仮設住宅に収容することができる者は、住家が全滅し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものとする。

イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,530,000円以内とする。

ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。この場合の1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、イにかかわらず知事が別に定める。

エ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要するものを数人以上のものに供与する施設を応急仮設住宅として設置できる。

オ 応急仮設住宅の設置は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成しなければならない。

カ 応急仮設住宅を供与することができる期間は、建築工事が完了した日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限までとし、これを処分しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

キ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これを供与することができる。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,040円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施することができる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行なう。

イ 飲料水の供給を実施するため支出することができる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域の通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものを含む。

(3)のイ及び8の(1)において同じ。）、船舶の遭難等により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食品

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することのできる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。

ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季 4月から9月まで	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	7,500円
冬季 10月から3月まで	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
夏季 4月から9月まで	5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円	2,500円
冬季 10月から3月まで	9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円

資料編

- (4) 3の(3)の季別区分は、災害発生の日をもって決定する。
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとし、救護班によって行う。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下このア及びウにおいて「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

イ 医療は、次の範囲内において行なう。

（ア）診療

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置、手術その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

ウ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。

エ 医療を実施することができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の方法を失った者に対して行う。

イ 助産は、次の範囲内において行う。

（ア）分べんの介助

（イ）分べん前及び分べん後の処置

（ウ）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出することができる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。

エ 助産を実施することのできる期間は、分べんした日から7日以内とする。

5 被災者の救出

- (1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。
- (2) 被災者の救出のために支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 被災者の救出を実施することができる期間は、災害発生の日から3日以内とする。

6 被災した住宅の応急修理

- (1) 住宅の応急修理は、災害のため、住家が半壊し、若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住

家が半壊した者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し現物をもって行うものとし、その修理のために支出することができる費用は、1世帯当たり547,000円以内とする。

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。

(2) 生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行う。

(3) 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、次の範囲内の額とする。

ア 生業費 1件当たり 30,000円

イ 就職支度金 1件当たり 15,000円

(4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失し、又は損損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。(3)において同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。(3)において同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。(3)において同じ。）に対して行う。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具費及び通学用品費

(ア) 小学校児童 1人当たり4,100円

(イ) 中学校生徒 1人当たり4,400円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり4,800円

(4) 学用品を給与することができる期間は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内そ

他の学用品については、15日以内とする。

9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について死体の応急的処理程度のものを行う。
- (2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材等の現物をもって、次の範囲内において行う。
 - ア 棺（附属品を含む。）
 - イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
 - ウ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 埋葬のため支出することができる費用は、一体当たり大人206,000円以内(死亡時において12歳未満であつた者にあつては、164,800円以内)とする。
- (4) 埋葬は災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の搜索

- (1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。
- (2) 死体の搜索のため支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の搜索をすることができる期間は災害発生の日から10日以内とする。

11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡したものについて死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。
- (2) 死体の処理は、次の範囲内において行なう。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ 死体の一時保存
 - ウ 検案
- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、次に掲げる額の範囲内とする。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。
 - イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,200円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算することができる。
 - ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
 - エ 死体の処理をすることができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下この12において「障害物」という。）の除去

- (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。
- (2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、1世帯当たり133,900円以内とする。
- (3) 障害物の除去のできる期間は、災害発生の日から10日以内とする。

13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- (1) 救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費として支出することができる範囲は、次に掲げる場合とする。
- ア 被災者の避難
 - イ 医療及び助産
 - ウ 被災者の救出
 - エ 飲料水の供給
 - オ 死体の捜索
 - カ 死体の処理
 - キ 救済用物資の整理配分
- (2) 救助のため支出することができる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- (3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

第2 実費弁償

令第5条の規定による実費弁償のために支出することができる費用は、次に掲げる限度を超えることができない。

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

- ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,800円
- イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士 1人1日当たり 14,900円
- ウ 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士 1人1日当たり 16,300円
- エ 救急救命士 1人1日当たり 15,000円
- オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,000円
- カ 大工 1人1日当たり 23,500円
- キ 左官 1人1日当たり 23,000円
- ク とび職 1人1日当たり 21,200円

(2) 時間外勤務手当

職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

(3) 旅費

一般職の職員の旅費の例による。

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

当該業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料として、その100分の3の額を加算した額

6-6 山中湖村防災行政無線条例

平成25年3月13日

条例第13号

山中湖村防災行政無線放送の設置及び管理に関する条例（昭和60年山中湖村条例第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 北富士演習場における自衛隊等の演習及び危害防止の通報並びに村の広報活動及び緊急時の通報体制の充実を図り、行政の円滑な推進と村民の安全確保に資するため、防災行政無線放送（以下「無線放送」という。）を設置する。

（無線局の構成等）

第2条 無線局の構成等は、次のとおりとする。

種別	区分	名称	位置等
固定（同報）系	親局設備	固定親局	山中湖村山中237番地の1 山中湖村役場内
		固定遠隔制御器	山中湖村山中237番地の1 山中湖村役場内
		固定緊急用親局装置	山中湖村山中237番地の1 山中湖村役場内
	再送信局	固定再送信局	山中湖村山中865番地の776 紅富士の湯 山中湖村平野283番地 山中湖村コミュニティーセンター
	子局	屋外拡声子局	山中湖村内 15か所
	戸別受信機		第6条各号の世帯及び施設等
移動系	統制基地局設備	移動統制局	山中湖村山中237番地の1 山中湖村役場内
	直接波中継設備	移動中継局	山中湖村山中865番地の776 紅富士の湯

	半固定局	異動半固定局	山中湖村内 13か所
	移動局	車載型設備	山中湖村山中237番地の1 山中湖村役場内 公用車 10台
		携帯型設備	山中湖村山中237番地の1 山中湖村役場内 25台

(業務)

第3条 無線局の業務は、次のとおりとする。

- (1) 自衛隊等の演習及び危害防止に関する通報
- (2) 村の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 非常災害その他緊急事項の通報
- (4) その他村長が必要と認める事項の通報

(業務区域)

第4条 無線局の業務を行う区域は、山中湖村全域とする。

(利用の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、防災無線を利用してはならない。

- (1) 特定の政党の利害に関して利用し、又は選挙に関して特定の候補者を支持し、若しくは反対するために利用するものであるとき。
- (2) 特定の思想、宗教を支持し、又はこれらの団体の活動や利害のために利用するものであるとき。
- (3) 営利事業に関して利用するものであるとき。
- (4) その他村長が不相当と認めるものであるとき。

(戸別受信機)

第6条 戸別受信機（以下「受信機」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものに貸与するものとする。

- (1) 村内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により村の住民基本台帳に記載されている世帯（同居世帯を除く。）
- (2) 村の管理する施設及び公的機関
- (3) その他村長が必要と認めたもの

(設置の申請)

第7条 前条によるものが受信機の設置を受けようとするときは、別に定めるところにより、村長に申請し、承認を得なければならない。

(維持管理及び費用の負担)

第8条 第2条に規定する無線局は、村が管理するものとする。

- 2 受信機は、村が設置し、貸与を受けたもの（以下「使用者」という。）が維持管理しなければならない。

資料編

3 使用者は、維持管理に要する経費を負担するとともに、善良なる維持管理をしなければならない。

(届出の義務)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用者は、速やかに村長に届け出なければならない。

(1) 受信機を損傷し、若しくは滅失したとき、又はその恐れがあるとき。

(2) 住所を異動するとき。

(3) 建物の滅失等により、受信機が不要になったとき。

(損害賠償の義務)

第10条 施設を故意又は過失により損傷若しくは滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の条例第8条第2項により貸与した戸別受信機は、施設の更新により使用できないため、廃棄処分とし、この処分における届け出は要しないものとする。

様式第1号（第4条関係）

受信機設置申請書（個人用）

年 月 日

山中湖村長 様

申請者 住所 山中湖村 番地
氏名 印

受信機を無償貸与していただきたく、山中湖村防災行政無線条例第7条の規定により申請します。
なお、別記「受信機設置について」の条項を承知し、設置後は私の責任で善良なる維持管理をすることを申し添えます。

記

1 設置場所 世帯主氏名

所在地 山中湖村 番地

連絡先

2 案内図(近くの目的地からの略図)

--

3 設置理由

4 その他(設置希望日等ありましたら、記入願います。)

役 場 記 入 欄	受付年月日	・	・	住民登録年 月日	・	・	取付日	・	・
	受付番号	—		業者依頼日	・	・	台帳記入日	・	・
	受信機製造 番号			個別番号			備考		

受信機設置について

- 1 この受信機は、国(防衛省)の補助事業で設置するものであり、申請から設置にはある程度の期間を要します。
- 2 受信機は、無償貸与ですが、設置後の維持管理及びそれに要する費用は、利用者の負担となります。
- 3 電波条件の悪い場所では、屋根等にアンテナ(設置費用は無料)を取付けるため、壁等にケーブル引込用の穴をあける場合がありますので御承知おきください。
- 4 受信機は、貸与した常態で使用してください。故障のときは、役場へ連絡してください。
- 5 受信機を滅失したり損傷した場合は、状況によりそれに相当する価格の範囲内において弁償していただきます。
- 6 利用者は、その権利を譲渡したり、転貸したり、又は担保に供してはならない。
- 7 利用者が転出又は転居する場合は、受信機は、必ず役場へ返納してください。
- 8 受信機は、原則として1世帯に1台の設置です。

様式第2号（第4条関係）

受信機設置申請書（事業所用）

年 月 日

山中湖村長 様

申請者 住 所 山中湖村

事業所名 ㊞

連絡先

受信機を無償貸与していただきたく、山中湖村防災行政無線条例第7条の規定により申請します。
 なお、別記「受信機設置について」の条項を承知し、設置後は私の責任で善良なる維持管理をすることを申し添えます。

記

1 設置場所 所在地 山中湖村 番地

 事務室() 住居から独立した事業所である 仮設事業所ではない

2 案内図(近くの目的地からの略図)

--

3 設置理由

4 その他(設置希望日等ありましたら、記入願います。)

役場 記 入 欄	受付年月日	・	・	住民登録年 月日	・	・	取付日	・	・
	受付番号	—		業者依頼日	・	・	台帳記入日	・	・
	受信機製造 番号			個別番号			備考		

※旧受信機(有・無)

受信機設置について

- 1 この受信機は、国(防衛省)の補助事業で設置するものであり、申請から設置にはある程度の期間を要します。
- 2 受信機は、無償貸与ですが、設置後の維持管理及びそれに要する費用は、利用者の負担となります。
- 3 電波条件の悪い場所では、屋根等にアンテナ(設置費用は無料)を取付けるため、壁等にケーブル引込用の穴をあける場合がありますので御承知おきください。
- 4 受信機は、貸与した常態で使用してください。故障のときは、役場へ連絡してください。
- 5 受信機を滅失したり損傷した場合は、状況によりそれに相当する価格の範囲内において弁償していただきます。
- 6 利用者は、その権利を譲渡したり、転貸したり、又は担保に供してはならない。
- 7 事業所を廃止する場合は、受信機は、必ず役場へ返納してください。
- 8 受信機は、原則として1世帯に1台の設置です。

様式第3号（第5条関係）

届出書

年 月 日

山中湖村長 様

届出者	住所	山中湖村	番地
	氏名		印
	TEL		
	管理番号		

下記の事項が発生しましたので、山中湖村防災行政無線条例第9条の規定により届出します。

発生事由

（注）住所を移転したとき及び建物の滅失等により受信機が不要になったときは、貸与受信機を必ず返却のこと。

様式第4号（第7条関係）

通報依頼書

年 月 日

山中湖村長 様

通報依頼者 住所 山中湖村 番地
氏名 印
TEL

次のとおり、防災行政無線による通報を依頼します。

通報希望日	年 月 日から	年 月 日	まで
	朝	夜	
件名			
内容			
受付	・	・	
備考			

許可・不許可

許可の場合 通報日時 年 月 日
朝 、夜

6-7 山中湖村防災行政無線条例施行規則

平成25年3月29日

規則第12号

改正 平成25年4月26日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、山中湖村防災行政無線条例（昭和60年山中湖村条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(設置の対象及び数量)

第2条 条例第6条第3号に規定する村長が認めるものとは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 村内に所在する事業所で村長が必要と認めた施設
- (2) 医療機関及び福祉施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が特に認めたもの

2 設置台数は、設置対象ごとに1台を原則とする。ただし、村長が特に必要と認めた場合には、その台数を増加することができる。

(事業所へ受信機を設置できる基準)

第3条 前条第1号の規定による事業所へ受信機を設置できる基準は、次のとおりとする。

- (1) 住居から独立している事業所であること。
- (2) 仮設事業所でないこと。

(申請)

第4条 条例第7条に規定する申請は、受信機設置申請書（個人用）（様式第1号）又は受信機設置申請書（事業所用）（様式第2号）による。

(届出書)

第5条 条例第9条に規定する届出は、届出書（様式第3号）による。

(通報の種類)

第6条 通報は、一般通報、時報通報、緊急通報及び臨時通報とする。

- 2 一般通報は、村の広報事項を、年末年始を除く毎日午前7時30分及び午後7時30分に通報するものとする。
- 3 時報通報は、時刻を知らせるため、毎日正午、午後3時及び午後6時に通報する。
- 4 緊急通報は、災害発生時及びその発生が予測される等緊急を要する場合に通報する。
- 5 臨時通報は、前各項に掲げるもののほか、村長が特に必要と認めた場合に通報する。

(通報の依頼)

第7条 通報を依頼するものは、原則として通報を希望する日の2日前までに、様式第4号による依頼書を村長に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(受信機の購入)

第8条 条例第6条の規定に該当しない事業所、別荘所有者等及び貸与される受信機のほかにさらに受信機の設置を希望するものは、受信機1台を購入することができる。その際、利用者は受信機の設置及び管理に係る費用を全額負担するものとする。

- 2 設置の申請、届出義務、受信機の変更及び権利の移転の禁止については、この規則を準用する。

(補足)

第9条 この規則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

資料編

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

7 協 定

7-1 環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定

環富士山火山防災連絡会（以下「連絡会」という。）を構成する山梨県側市町村の富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町と静岡県側市町の沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、芝川町（以下「構成市町村」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、構成市町村内に富士山火山災害、地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生することがあらかじめ予想される場合において、構成市町村が相互に応援・協力することにより、被災した市町村又は被災があらかじめ予想される市町村（以下「被災市町村等」という。）に対して、迅速な応援を行うことで、地域住民はもとより、登山者及び観光客の安全に資することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災が予想される圏域外への避難誘導活動
- (2) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・救護活動
- (3) 被災者等受入施設の提供
- (4) 被災者等への食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (5) 被災市町村等災害対策本部等の設置に対する施設の提供
- (6) 応急復旧活動
- (7) 長期の避難生活が見込まれる被災者等（以下「長期避難生活世帯」という。）への（仮設）住宅の提供
- (8) 長期避難生活世帯の児童・生徒の受入れ
- (9) 災害ボランティアのあっせん
- (10) 前各号の活動に必要な人材の派遣並びに資機材及び車両の提供
- (11) その他要請のあった事項

（相互応援）

第3条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

（連絡担当部局）

第4条 構成市町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援要請手続）

第5条 被災市町村等の長が他の構成市町村の長に応援を求める場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、衛星電話等をもって要請し、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類

資料編

- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を要請する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請する事項
(派遣された職員の指揮)

第6条 応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、原則として被災市町村等の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援の自主出動)

第7条 構成市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災地に対し応援を行うことができる。

- 2 自主出動した構成市町村は、情報収集を行うとともに、被災市町村に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。
- 3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災市町村から第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町村等で負担するものとする。

- 2 被災市町村等が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村等から要請があった場合には、応援市町村は、当該経費を一時立替支弁するものとする。
- 3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村等がその損害を賠償する。
- 5 前各項に定めるもののほか、応援に係る経費の負担については、被災市町村等及び応援市町村が協議して定める。

(平常時における火山防災相互協力)

第9条 構成市町村は、平常時における火山災害の防災対策の充実や防災意識の啓発等を図るため、連絡会規約の所掌事項について相互に協力するものとする。

(市町村合併による取扱い)

第10条 構成市町村が合併した場合は、合併した市町村がこの協定を継承するものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定は、平成18年5月10日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書16通を作成し、各市町村長署名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月10日

山梨県側市町村

富士吉田市長	萱 沼 俊 夫
西 桂 町 長	前 田 勝 弘
忍 野 村 長	天 野 康 則
山 中 湖 村 長	高 村 忠 久
富士河口湖町長	小佐野 常 夫
鳴 沢 村 長	渡 邊 建 一
身 延 町 長	依 田 光 弥

静岡県側市町

沼 津 市 長	斎 藤 衛
三 島 市 長	小 池 政 臣
富 士 宮 市 長	小 室 直 義
富 士 市 長	鈴 木 尚
御 殿 場 市 長	長 田 開 蔵
裾 野 市 長	大 橋 俊 二
長 泉 町 長	遠 藤 日 出 夫
小 山 町 長	長 田 央
芝 川 町 長	白 井 進

7-2 富士北麓災害時の相互応援に関する協定

富士山火山防災協議会を構成する富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、上九一色村、下部町（以下「構成市町村」）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、構成市町村内に富士山火山災害、地震災害及び風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予め予想される場合について、構成市町村で相互に応援・協力することにより、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」）に対して、迅速な救助・救護活動及び避難活動を確保することで、地域住民はもとより、登山者及び観光客の安全に資することを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災者収容施設の提供
- (2) 圏外避難のための被災者に対する避難誘導
- (3) 救援・救助活動及び避難活動に必要な車両等の提供
- (4) 被災者の食料、飲料水、生活必需品の提供
- (5) 救出、応急復旧に必要な資機材の提供
- (6) 災害を受けた市町村の災害対策本部設置に対する施設の提供
- (7) 長期被害に及ぶ場合の被災者の（仮設）住宅提供
- (8) 救出・救護及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (9) 災害ボランティアのあっせん
- (10) 長期被害に及ぶ場合の児童・生徒の受入れ
- (11) 前号に掲げるもののほか、要請のあった事項

（相互応援）

第3条 応援を要請された市町村（以下「応援市町村」）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（連絡担当部局）

第4条 構成市町村は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援要請手続）

第5条 災害を受けた市町村の長が他の市町村長に応援を求める場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、衛星電話等により連絡担当部局へ応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を要請する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請の合った事項

（派遣された職員の指揮）

第6条 応援のために派遣された職員は、原則として被災市町村の長の下に活動するものとする。

(応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、被災市町村との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、被災地に自主的判断により応援を行うことができる。

2 被災地に自主出動した市町村は情報収集を行うとともに、被災市町村に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に連絡できるよう努める。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要する経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、被災市町村で負担するものとする。

2 応援市町村が第1項に規定する経費を支弁するいとまがないときは、被災市町村の求めにより応援市町村は、当該費用を一時立替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務による負傷、疾病または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災市町村が賠償の責めに任ずる。

5 前4項に定めるもののほか、応援にかかる経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(平常時における火山防災相互協力)

第9条 構成市町村は、平常時における火山災害の防災対策の充実や防災意識の啓発等を図るため、次の各号に掲げる事業について相互に協力するものとする。

- (1) 火山災害合同防災訓練の実施及び参加
- (2) ハザードマップの見直し検討の継続
- (3) 防災関係資料及び情報の提供
- (4) 住民に対する火山防災の啓発活動
- (5) その他必要と思われる事業の実施及び参加

(市町村合併による取扱い)

第10条 構成市町村が合併した場合は、合併した市町村がこの協定を継承するものとする。

(実施の細目)

第11条 この協定実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、構成市町村が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成15年12月11日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、各市町村長署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成15年12月11日

富士吉田市長	萱 沼 俊 夫
西 桂 町 長	前 田 勝 弘
忍 野 村 長	天 野 康 則
山 中 湖 村 長	高 村 朝 次
富士河口湖町長	小佐野 常 夫

資料編

鳴 沢 村 長	小 林 孝 敏
上 九 一 色 村 長	小 林 實
下 部 町 長	土 橋 金 六

7-3 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成 市町村災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議に参加する市町村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの協定市町村の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被害を受けた若しくは受けるおそれのある協定市町村（以下「被災市町村」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない若しくは実施できないと判断される場合に、災害対策基本法第67条に規定する趣旨に基づき、相互に応援協力し、被災市町村の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者を一時受入れるための施設の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の要請)

第3条 被災市町村は応援の要請をするときは、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(自主的活動)

第4条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から前条の要請がない場合は、他の協定市町村は、自主的に応援に必要な活動を実施することができるものとする。

なお、自主的な応援活動の実施に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災市町村の負担とする。

- 2 被災市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(指揮権)

第6条 被災市町村から応援要請を受け派遣された職員は、現地に到着後、被災市町村の長の指揮下にて活動するものとする。

(災害補償等)

第7条 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市町村の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援する協定市町村が賠償の責めを負うものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費は、被災市町村及び応援する協定市町村が協議して定めるものとする。

(他の協定との関係)

資料編

第8条 この協定は、協定市町村が別に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条及び消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定並びに水防に係る応援に関し締結した協定を排除するものではない。

（実施細部）

第9条 この協定に定めるもののほか、相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める実施細目による。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、当該協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議会長市町村への同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

平成18年11月30日

静岡県	沼津市	神奈川県	小田原市
静岡県	熱海市	神奈川県	南足柄市
静岡県	三島市	神奈川県	中井町
静岡県	富士宮市	神奈川県	大井町
静岡県	伊東市	神奈川県	松田町
静岡県	富士市	神奈川県	山北町
静岡県	御殿場市	神奈川県	開成町
静岡県	下田市	神奈川県	箱根町
静岡県	裾野市	神奈川県	真鶴町
静岡県	伊豆の国市	神奈川県	湯河原町
静岡県	河津町	山梨県	富士吉田市
静岡県	南伊豆町	山梨県	身延町
静岡県	松崎町	山梨県	道志村
静岡県	函南町	山梨県	西桂町
静岡県	清水町	山梨県	忍野村
静岡県	長泉町	山梨県	山中湖村
静岡県	小山町	山梨県	鳴沢村
静岡県	芝川町	山梨県	富士河口湖町
静岡県	富士川町		

富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成 市町村災害時相互応援に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(連絡担当部局の設置)

第2条 協定市町村は、災害時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ連絡担当部局を定め、部局名・連絡先等必要な事項を次条に規定する代表応援調整市町村に別表1により報告し、代表応援調整市町村はそれを取りまとめの上、他の協定市町村に周知するものとする。

(応援調整市町村等の設置)

第3条 協定市町村は、大規模災害時に被災市町村の被災状況に関する情報が錯綜し、十分な応援活動が実施できない場合も想定し、円滑に応援活動を実施するため、協定市町村を別に定める地域（以下「ブロック」という。）に区分し、各ブロックに応援調整市町村を定めておくものとする。

- 2 前項に規定するブロックは、静岡県、神奈川県、山梨県の各県を単位とする。
- 3 応援調整市町村は、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長及び副会長市町村をもって充てるものとする。
- 4 応援調整市町村が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックに副応援調整市町村を定めておくものとする。
- 5 副応援調整市町村は、各ブロックの応援調整市町村以外の協定市町村の互選により選定するものとする。
- 6 応援調整市町村及び副応援調整市町村（以下「応援調整市町村等」という。）の任期は、原則として1年とする。
- 7 応援調整市町村は、各ブロックの次年度の応援調整市町村等を定めたときは、その協定市町村名を別表2により毎年3月末日までに富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議の会長市町村である応援調整市町村（以下「代表応援調整市町村」という。）に報告するものとする。
- 8 代表応援調整市町村は、前項の報告を受けた場合には、取りまとめの上、速やかに、協定市町村に周知するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 協定第3条に規定する応援の要請は、次の事項を明らかにし、第2条の連絡担当部局を通じて別に定める様式により文書にて応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、口頭、電話又は電信（ファックス・メール等）により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援場所及び応援場所への経路
 - (3) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資の品名、数量等
 - (4) 協定第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、被災者の人数
 - (5) 協定第2条第4号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種別人員及び派遣期間
 - (6) 前号各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項
- 2 前項の応援要請を受けた協定市町村は、その内容について、速やかに、第3条に規定する自らが

資料編

属するブロック（以下「ブロック内」という。）の応援調整市町村等へ報告するものとする。

3 応援要請を受けた協定市町村から、前項の規定に基づく報告を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。

4 前項の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容について、ブロック内の協定市町村へ周知するものとする。

（応援の実施）

第5条 第4条第1項の規定による応援要請を受けた協定市町村は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

2 前項の規定により応援する協定市町村は、災害直後、職員等を派遣する場合には、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めるものとする。

（自主的活動）

第6条 災害の際に通信途絶等により被災市町村から第4条の規定に基づく要請がなく、かつ、被災市町村と連絡ができない場合には、協定市町村は、被災市町村からの応援要請に備え、次の各号により自主的に活動するものとする。

(1) 応援調整市町村等は、必要に応じ、応援調整市町村等が属するブロックの県とも連携し、ブロック内の被災市町村の被害状況について、速やかに、情報収集するとともに、その内容をブロック内の協定市町村及び他の応援調整市町村等へ周知するものとする。

(2) 前号の規定に基づく連絡を受けた応援調整市町村等は、その内容をブロック内の協定市町村へ周知するものとする。

(3) 第1号又は第2号の規定に基づく連絡を受けた協定市町村は、自らが可能な応援内容についてブロック内の応援調整市町村等に報告するものとする。

（訓練等の実施）

第7条 協定市町村は、協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練や情報交換等を実施するものとする。

（協定書の見直し）

第8条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については代表応援調整市町村が行うものとする。

この実施細目は、平成18年11月30日から施行する。

別表第1、2 略

7-4 山梨県常備消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防本部、消防署を置く市、町及び一部事務組合（以下「組合等」という。）の管轄区域内において大規模な火災・事故その他の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合における消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、災害発生地 of 組合等（以下「受援組合等」という。）の長が、次のいずれかの該当する場合に、他の協定組合等（以下「応援組合等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が応援組合等の管轄区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- (2) 受援組合等の消防力によっては、防ぎよ、救助等が著しく困難と認める場合。
- (3) その災害を防除するため、応援組合等の保有する機械器具等を必要と認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして電話等により行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 要請する人員、機械器具等の種別及び数量
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第3条 応援組合等の長が、前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援組合等の長は、応援隊を派遣するときは、出発時刻、出動人員、機械器具等の種別及び数量、到着予定時刻等を、また、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに受援組合等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の指揮は、受援組合等の現地最高責任者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告義務)

第5条 応援隊の長は、応援消防活動の結果を現地最高責任者に、また、受援組合等の長は、災害の概要を消防活動終了後速やかに応援組合等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援要請に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援隊の給与及び公務災害補償、機械器具等に要する費用は応援組合等が負担する。
- (2) 応援隊の消防活動が長時間にわたる場合の燃料補給及び食糧等に要する費用は、受援組合等が負担する。
- (3) 応援隊員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動中に生じたものについては受援組合等が、また、往路、帰路に生じたものについては、応援組合等が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

資料編

(4) 前3号に定める経費以外の経費については、当事者の協議により決定する。

(実施細目)

第7条 この協定の実施について必要な事項は、協定組合等の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第8条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度協定組合等の協議により決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本協定書10通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

甲府地区広域行政事務組合管理者
都 留 市 長
富士五湖消防組合管理者
大 月 市 長
峡北広域行政事務組合代表理事
東八代広域行政事務組合代表理事
峡南広域行政組合代表理事
東山梨消防組合管理者
上 野 原 町 長
峡西消防組合管理者

7-5 山梨県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山梨県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、山梨県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、山梨県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、山梨県総務部消防防災課消防防災航空担当（以下「消防防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「航空隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 山梨県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うに当たり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び消防防災航空隊に消防用無線局を整備するものとする。

資料編

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める山梨県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山梨県常備消防相互応援協定書（昭和61年6月1日施行。以下「相互応援協定」という。）第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づき応援に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第6条の規定にかかわらず、山梨県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、山梨県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成7年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成7年3月20日

甲府市丸の内一丁目6-1

甲 山梨県知事

天 野 建

乙 各市町村
消防管理者

7-6 災害時における応急対策業務に関する細目協定書

((一社) 山梨県建設業協会)

山梨県山中湖村長（以下「甲」という。）と(社)山梨県建設業協会都留支部長（以下「乙」という。）とは、山梨県と(社)山梨県建設業協会との間で平成8年8月1日付けで締結した「災害時における応急対策業務に関する基本協定」第5条に基づき、地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により甲の所管する道路、河川、砂防、地すべり防止及び急傾斜地崩壊防止等の施設（以下「公共土木施設」という。）に被害が発生した場合、又はその恐れがある場合の応急対策業務の実施に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法及び山梨県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、災害が発生した場合又はその恐れがある場合に社会の混乱を防止し、円滑な県民の救出活動及び災害復旧活動に資するため、甲が乙の協力を得て公共土木施設の被害状況を把握するとともに、工事請負契約に先立つ協力要請により、公共土木施設の機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく山梨県災害対策本部が設置された場合又は地震、風水害その他の異常な自然現象によるもので、甲が公共土木施設の応急復旧を必要と認める場合の災害とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、本協定に賛同できる協会員の中から災害応急対策協力者（以下「協力者」という。）を名簿に取りまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力者ごとの災害時出勤態勢として、人員編成及び建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材・編成人員報告書」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

（災害応急対策区域）（別表）

第4条 甲は、地域の実情を考慮し必要と認める場合は、管内をいくつかの災害応急対策区域に分割するものとする。

2 災害応急対策区域は、応急復旧工事を施行する区域とし、甲は予め協力者の中から複数の災害応急対策区域担当者を定めるものとする。

3 甲は予め災害応急対策区域担当者の中から被災情報収集担当者を定め、個々の公共土木施設の被害状況を調査、収集する責任を明確にしておくものとする。

（被災情報の報告）

第5条 被災情報収集担当者は、災害の発生後速やかに甲の所管する施設の被害状況を調査し、甲に報告するものとする。

2 甲及び乙は、事前に両者の情報連絡網を定め、関係者に周知するものとする。

（工事施行者）

第6条 被災後、応急復旧工事が必要な箇所について、甲及び乙は、災害応急対策区域ごとに予め定めた複数の災害応急対策区域担当者の中から、災害応急復旧工事施工者を決定することができる。

（協力要請）

第7条 甲は、第1条の目的を達成するため、必要があると認めたときは、乙に対し協力要請書により協力を要請する。

資料編

2 協力要請は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることが出来ることとするが、この場合も遅滞なく協力要請書を取り交わすものとする。協力要請書は甲及び乙各1通を保有するものとする。

(工事の実施)

第8条 乙は、前条により甲の要請があったときは、第6条において決定した施工者により、甲の指示に従い速やかに応急復旧工事に着手するものとする。

2 前項の応急復旧工事の限度は、公共土木施設の機能確保に係る必要最小限度の工事とする。

3 施工者は、応急復旧工事の施工に当たっては、第3者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 施工者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きをとるものとする。

5 施工者は、工事請負契約の根拠とするため、工事内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜応急復旧工事の進捗状況及び完成を甲に報告するものとする。

(請負契約の締結)

第9条 甲は、施工者から前条第5項により提出された資料をもとに、速やかに随意契約を締結するものとする。

(乙から甲への報告)

第10条 乙は、第3条の規定による協力者の名簿及び「資機材・編成人員報告書」について、その内容に変更が生じたとき、又は甲が特に報告を求めたとき及び4月1日に甲に報告するものとする。

(損害補償)

第11条 第7条の規定により、応急対策業務に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は疾病となった場合の本人又はその遺族に対する損害補償は、山梨県知事が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条第1項の規定により、協力命令を発したときに限り、災害応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和37年山梨県条例第55号）を適用する。

(協定の効力)

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲・乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申し出のないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各自その一通を保有する。

甲 山梨県山中湖村

村長 高村 忠久

乙 社団法人山梨県建設業協会 都留支部

支部長 佐藤 和彦

別表第1 (第4条関係)

	会社名	所在地	代表者名	担当者名	連絡先
山中 忍野 地区	タカムラ建設(株)	南都留郡山中湖村山中862 —1	高村 春彦	高村 潔	090—4390—2333
	(株)羽田建設	南都留郡山中湖村山中811	羽田 順一	加々美春夫	090—3694—1725
	小林建設(株)	南都留郡忍野村内野471	小林 茂幸	小林 明仁	090—8732—0859
	(株)渡辺組	南都留郡忍野村内野795	渡辺 正美	渡辺 君男	090—8819—9394

7-7 災害時における山中湖郵便局、山中湖村役場間の 協力に関する覚書

山中湖郵便局長（以下「甲」という。）及び山中湖村村長（以下「乙」という。）は、山中湖村内に発生した地震その他による災害時において、相互の友情精神に基づき、山中湖村及び山中湖村内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、山中湖村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、山中湖村内各区の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、山中湖村内各区長及び当該区を管轄する山中湖郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 郵便局又は山中湖村が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲は必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適性な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 山中湖村の災害対策本部のメンバーに山中湖郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 山中湖村内の郵便局は、山中湖村若しくは各区、各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

資料編

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては山中湖郵便局長、乙においては山中湖村総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年11月19日

郵政省

山中湖郵便局長 吉屋 治史

山中湖村

村 長 高村 朝次

7-8 地域貢献活動等に関する覚書（株蒼天）

山中湖村（以下「甲」という。）と株式会社蒼天（以下「乙」という。）は、貴重な地下水を活用する事業について、山中湖村地下水採取の適切化に関する要綱及び地下水を活用した事業の実施に関する協定を遵守するため、具体的な地域貢献活動等に関する事項について、甲乙相互に確認し、つぎのとおり覚書を締結する。

- （1）地下水活用事業に従事する者の雇用について、公共職業安定所求人募集をし、中途採用を含め積極的かつ優先的に山中湖村民の採用に努める。
- （2）地下水を利用した事業の実施に関する協定書第2条各号に掲げる地域貢献事項について、年度毎に活動計画を甲に提出し、誠意をもって実施するとともに活動結果を報告する。
- （3）山中湖村の良好な地下水及び自然環境について、広く内外に周知するため、ホームページ等で広報活動に努める。
- （4）地域経済の活性化、地域福祉活動の増資人に資するため、年後毎、売り上げの一部を甲又は社会福祉法人山中湖村社会福祉協議会に対し、積極的な寄付を行うように努める。
- （5）地域とつながるボランティア活動等に参加し、地域との絆づくりに努める。
- （6）災害時における飲料水等の優先的提供及び運搬に対する協力を努める。
- （7）その他、企業が計画する地域貢献活動を実施する。

平成26年12月12日

甲 山梨県南都留郡山中湖村山中237番地の1
山中湖村長

乙 山梨県南都留郡山中湖村山中1099-116
株式会社 蒼天
代表取締役

7-9 地域貢献活動等に関する覚書（基本協議内容案） （株サカモトクリエイト）

山中湖村（以下「甲」という。）と（株）サカモトクリエイト（以下「乙」という。）は、貴重な地下水を活用する事業について、山中湖村地下水採取の適切化に関する要綱及び地下水を活用した事業の実施に関する協定を遵守するため、具体的な地域貢献活動等に関する事項について、甲乙相互に確認し、つぎのとおり覚書を締結する。

- （1）地下水活用事業に従事する者の雇用について、公共職業安定所求人募集をし、中途採用を含め積極的かつ優先的に山中湖村民の採用に努める。
- （2）地下水を利用した事業の実施に関する協定書第2条各号に掲げる地域貢献事項について、年度毎に活動計画を甲に提出し、誠意をもって実施するとともに活動結果を報告する。
- （3）山中湖村の良好な地下水及び自然環境について、広く内外に周知するため、ホームページ等で広報活動に努める。
- （4）地域経済の活性化、地域福祉活動の増資人に資するため、年後毎、売り上げの一部を甲又は社会福祉法人山中湖村社会福祉協議会に対し、積極的な寄付を行うように努める。
- （5）地域とつながるボランティア活動等に参加し、地域との絆づくりに努める。
- （6）災害時における飲料水等の優先的提供及び運搬に対する協力を努める。
- （7）その他、企業が計画する地域貢献活動を実施する。

平成26年12月26日

甲 山梨県南都留郡山中湖村山中237番地の1
山中湖村長

乙 山梨県南都留郡山中湖村山中286番地17
株式会社 サカモトクリエイト
代表取締役

7-10 地下水保全・地下水を活用した事業の実施に関する協定書 (株蒼天)

山中湖村（以下「甲」という。）と株式会社蒼天（以下「乙」という。）とは、乙が山中湖村において実施する地下水を活用した事業について、「山中湖村地下水採取の適正化に関する要綱」の精神を尊重し、つぎのとおり協定を締結する。

井戸の設置場所 山中湖村山中1099-113番地

地下水の採取量 日量 400立方メートル

(地下水活用事業)

第1条 乙が山中湖村において実施する地下水を活用した事業（以下「地下水活用事業」という。）

とは、乙の経営理念及び環境方針に則り、山中湖村の地下水を活用し、ミネラルウォーター類を製品として製造及び販売する事業をいう。

(乙の地域貢献事業)

第2条 乙は、山中湖村の貴重な地下水を活用していることを認識し、次の事項の地域貢献事項を実施することで、地域経済の活性化及び本村の環境保全に寄与するものとする。

- (1) 地下水活用事業にあたっては、山中湖村に本社機能を有する法人を将来にわたり維持すること。
- (2) 地下水活用事業に従事する者の雇用について、山中湖村民の積極的かつ優先的な採用に努めること。
- (3) 森林整備などの地下水の涵養のほか、環境保全活動に努めること。
- (4) 山中湖村の良好な地下水及び自然環境について、広く内外に周知すること。
- (5) 環境保全、地域経済の活性化、地域福祉の増進に資する寄付金や協力金など地域貢献に努めること。
- (6) 災害時における飲料水等の優先的な提供及び運搬に対する協力を努めること。

(甲の協力事項)

第3条 甲は、乙の地域貢献に関する事項について、円滑に実施することができるよう必要な協力を行うものとする。

(協議)

第4条 この協定に定めるもののほか、この協定に定められた事項について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年12月12日

資料編

甲 山梨県南都留郡山中湖村山中237番地の1
山中湖村長

乙 山梨県南都留郡山中湖村山中1099-116
株式会社 蒼天
代表取締役

7-11 消防団相互応援協定書（忍野村）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定により山中湖村と忍野村（以下「協定団体」という。）が消防団の相互応援協定を締結し、協定団体相互の消防力を活用して、火災による人的及び物的被害を最小限に防止することを目的とする。

（応援地域）

第2条 この協定による応援地域は協定団体相互の境界線に近接する地域内に発生した火災の場合とする。

（相互応援出場）

第3条 前条に定める地域において発生した火災を覚知した次に定める消防団体は、被応援地の要請を待たずして応援出場するものとする。

（1）山中湖村 沖新畑地域に発生した火災に対し、忍野村消防団第一分団が応援出場する。

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長とする。

（費用の負担）

第5条 応援に要した費用は、次により処理する。

（1）応援隊側の負担

ア 応援出場に要した消防団体の諸手当、災害補償費、消防賞じゅつ金及び機械器具の破損修理費等の費用。

イ 災害地への出場または帰路途上において発生した事故処理に要する費用。

（2）受援隊側の負担

化学消火剤等及び燃料の補給を行った場合、あるいは給食等を必要とした場合の費用。

（協議）

第6条 この協定を改正する場合及びこの協定に定める事項以外の事項については、協定団体の長が協議のうえ決定する。

（委任）

第7条 この協定に定めるもののほか細部事項は、協定団体の消防機関の長が協議のうえ定めることができる。

（協定書の保管）

第8条 この協定を証するため正本2通を作成し、協定団体の消防機関の長が協議のうえ定めることができる。

平成26年7月25日

協定者

忍野村長

山中湖村長

7-12 地域防災対策総合治山事業により設置した山地災害予防 施設の維持管理に関する基本協定書（山梨県）

山梨県（以下「甲」という。）と山中湖村（以下「乙」とする。）は桑の木地区地域防災対策総合治山事業により設置した施設の維持、管理等について次のとおり協定を締結する。

1 維持管理を行う施設について

維持管理を行う施設（以下「施設」という）は、別添図面のとおりとする。

2 施設管理の範囲について

(1) 施設の維持管理は、乙が行う。

(2) 維持管理の行為が次の各号に掲げる事業に該当する場合は、(1)の規定に関わらず甲が行うものとする。

- ① 森林法第41条に規定する保安施設事業
- ② 施設の修繕、増設、更新に係る保安施設事業

3 費用負担

施設の維持管理に係わる費用負担については、甲が行う範囲については、甲が、乙が管理する部分については乙が負担する。

4 災害等の対処

施設が災害等の被害を受けたときは、甲及び乙は速やかに協議を行い、被害の早期復旧に努めるものとする。

5 遵守事項

施設に関連して、甲または乙が別の事業を実施する場合には、甲乙は事前に協議し、調整を図るものとする。

6 施設の運用

乙は、甲が別に定める運用規定により、施設の運用を行うものとする。

7 定めのない事項の処理

この協定書に定めのない事項及び、この協定書の中で疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙総合で協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成13年 4 月27日

甲 山梨県知事

乙 山中湖村長

7-13 災害時の情報交換に関する協定（国道交通省関東地方整備局）

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、山中湖村長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、山中湖村の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 山中湖村内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 山中湖村災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること。
- 二 公共土木施設（道路、下線、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたときは、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年1月24日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同調査2号館

国土交通省

関東地方整備局

乙) 山梨県南都留郡山中湖村山中237-1

山中湖村長

7-14 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (株ケーヨー)

富士山火山防災協議会の構成市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町。以下各々を「甲」という。）と株ケーヨー（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に監視、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

(1) 甲に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(要請の方法等)

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭またはファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあつては、乙は甲の物資調達責任者へ確認するものとする。

3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 乙は、甲から前条第1甲の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を、甲の物資調達責任者へ報告するものとする。

(物資の集積場所及び引渡し)

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(物資の価格、支払い)

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとし、甲は相互に連帯しないものとする。

2 前項に規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

(保有品目等の報告)

第7条 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の物資の保有品目、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3により富士山火山防災協議会事務局（事務局は富士吉田市。）以下「事務局」という。）に報告するものとする。

(細目協定)

第8条 事務局は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、担当者連絡先等協定の細目について取りまとめ、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成22年12月21日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年12月21日

甲 富士山火山防災協議会

構成市町村

富士吉田市長

西桂町長

忍野村長

山中湖村長

富士河口湖町長

鳴沢村長

身延町長

乙 千葉市若葉区みつわ第1-28-1

(株)ケーヨー

代表取締役社長

7-15 山中湖村防災行政無線の使用に関する覚書（東京電力株）

山中湖村（以下甲という。）と東京電力株式会社（以下乙という。）は、電力供給に係わる事故停電が発生した場合における、山中湖村防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の状況により覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は甲が所有する防災無線の活用について、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（広報の依頼等）

第2条 乙は、電力供給に係わる停電事故（自然災害・需給逼迫等）が発生した場合について、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、別記依頼書（「停電に伴う防災行政無線方法のお願いについて」）により防災無線による広報の依頼を行うことができる。

2 甲は、前項の状況により依頼を受け、必要と判断した場合は、防災無線を活用し、速やかに地域住民等に対して広報を行うものとする。

（広報依頼内容等）

第3条 乙は、前条第1項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- （1）広報依頼者の所属及び氏名
- （2）事故の原因（判明している場合）
- （3）影響する範囲
- （4）復旧の見通し
- （5）その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはそ旨直ちに連絡を行うものとする。

（疑義の決定等）

第4条 この覚書の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成22年2月1日

（甲）山梨県南都留郡山中湖村山中237-1
山中湖村長

（乙）山梨県大月市御太刀2丁目2番14号
東京電力株始期会社山梨視点
大月支社長

別記依頼書（第2条第1甲）

平成 年 月 日

山中湖村総務課防災担当 様

東京電力(株)大月支社

停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて

ただいま下記のとおり、停電が発生しております。

防災行政無線放送により、地域住民の皆さまへ停電情報の周知をお願いいたします。

記

「山中湖村及び東京電力からお知らせいたします。」

「本日_____時_____分頃から、

(原因判明の場合) _____の影響により

山中湖村

_____地域

_____地域

_____地域

が停電しています。」

<復旧時間が分かる場合>

「復旧は_____時_____分頃になりますので、今しばらくお待ちください。」

<復旧時間が分からない場合>

「現在、復旧作業に取り組んでおりますので、今しばらくお待ちください。」

以上

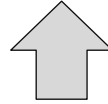
扱い者：所属 氏名

電話：0555-

資料編

別図連絡体制（第3条第1項）

山中湖村 総務課
電話：0555-62-1111 FAX：0555-62-3088
※夜間・旧祭日連絡先（宿：日直） 0555-62-1111（代表）



東京電力(株)始期会社 大月支社 富士吉田営業センター
電話：0555-75-2926 FAX：0555-22-3271
※緊急時連絡先（電話不通時等） 090-7213-3035 富士吉田地域お客さまサービスグループマネージャー

7-16 山中湖村防災行政無線の使用に関する覚書（山梨県）

山梨県（以下「甲」という。）と山中湖村（以下「乙」という。）とは、山梨県防災行政無線局（以下「無線局」という。）の設置・管理・運用について、次のとおり協定する。

（無線局の設置）

第1条 甲と乙は、災害対策基本法に基づき、災害対策に係わる事務及び一般行政事務に関し迅速かつ緊密な連絡を図るため、無線局を設置する。

2 甲は、無線局の設置のため免許人となる。

3 乙は、無線局に必要な無線設備の所有者となり、設置場所を確保する。

（無線設備の内容）

第2条 無線局の無線設備は、別表の機器類を基準とし、必要に応じて関連する装置を含むものとする。

（無線設備等の変更）

第3条 甲又は乙は、無線設備の変更又は廃止、設置場所の変更を必要とするときは、あらかじめ相手方に協議するものとする。

2 前項の規定によって必要とする経費については、その起因者の負担とする。

（無線設備の管理）

第4条 乙は、無線設備が常に良好な動作するよう管理し、点検又は修繕等の必要な保守管理を行う。

2 甲は、乙との無線通信が常に良好に確保されているか管理する。

（通信管理者）

第5条 乙は、無線局を管理するための通信管理者をおく。

2 通信管理者乙に属する職員のうちから指名する者をもって充てるものとし、甲に届け出ることとする。また、通信管理者を変更した場合も、速やかに甲に届け出ることとする。

（無線局の運用）

第6条 甲と乙は、両者間で通信を行う場合以外に無線局を使用してはならない。その他、電波法（昭和25年法律第131号）の定めるところにより運用するものとする。

（費用の負担）

第7条 無線局の設置及び管理・運用に要する費用は、次のとおり分担する。

2 乙は、無線局の設置に要する費用1,919千円を負担するものとし、甲の請求により支払うものとする。その後、甲は無線設備を乙に移管する。

3 甲は、第4条第2項に規定する通信管理に要する費用及び電波法に係る免許費用（電波利用料及び手数料）を負担する。

資料編

4 乙は、第4条第1項の規定する保守管理に要する費用及び運用に要する費用（電気代及び消耗品等）を負担する。

（協定期間）

第8条 この協定書の有効期間は、平成19年6月21日から平成20年3月31日までとする。

なお、期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからもなんら意思表示が無い場合は、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後もこの例による。

（疑義の決定）

第9条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上のとおり協定した証として、この証書2通を作成し双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年6月21日

甲 甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県

山梨県知事

乙 山梨県南都留郡山中湖村山中237の1

山中湖村長

7-17 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (ウエルシア関東(株))

富士山火山防災協議会の構成市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町。以下各々を「甲」という。）とウエルシア関東株式会社（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲に災害が生じ、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 甲以外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法等)

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭またはファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の物資調達責任者へ確認するものとする。
- 3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を、甲の物資調達責任者へ報告するものとする。

(物資の集積場所及び引渡し)

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(物資の価格、支払い)

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとし、甲は相互に連帯したいものとする。

- 2 前項の規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

(保有品目等の報告)

第7条 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の保有品目、物資の搬入方法及び災害時の連

資料編

絡先等を別紙3により富士山火山防災協議会事務局（事務局は富士吉田市。以下「事務局」という。）に報告するものとする。

（細目協定）

第8条 事務局は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、担当者連絡先等の協定の細目について取りまとめ、乙に報告するものとする。

（県協定との調整）

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成23年7月13日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年7月13日

甲 富士山火山防災協議会

構成市町村

富士吉田市長

西桂町長

忍野村長

山中湖村長

富士河口湖町長

鳴沢村長

身延町長

乙 埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-47-7

ウエルシア関東株式会社

代表取締役

7-18 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (NPO法人コメリ災害対策センター)

富士山火山防災協議会の構成市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町。以下各々を「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲に災害が生じ、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 甲以外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭またはファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項但し書きの場合にあつては、乙は甲の物資調達責任者へ確認するものとする。
- 3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を、甲の物資調達責任者へ報告するものとする。

（物資の集積場所及び引渡し）

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

- 2 集積場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとし、甲は相互に連帯したいものとする。

- 2 前項の規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

資料編

(保有品目等の報告)

第7条 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の保有品目、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3により富士山火山防災協議会事務局（事務局は富士吉田市。以下「事務局」という。）に報告するものとする。

(細目協定)

第8条 事務局は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、担当者連絡先等の協定の細目について取りまとめ、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成22年12月9日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年12月9日

甲 富士山火山防災協議会

構成市町村

富士吉田市長

西桂町長

忍野村長

山中湖村長

富士河口湖町長

鳴沢村長

身延町長

乙 新潟市南区清水4501番地1

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長

7-19 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (株) Jマート

富士山火山防災協議会の構成市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町。以下各々を「甲」という。）と（株）Jマート（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲に災害が生じ、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 甲以外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭またはファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

- 2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の物資調達責任者へ確認するものとする。
- 3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を、甲の物資調達責任者へ報告するものとする。

（物資の集積場所及び引渡し）

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

- 2 集積場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとし、甲は相互に連帯したいものとする。

- 2 前項の規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

資料編

(保有品目等の報告)

第7条 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の保有品目、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3により富士山火山防災協議会事務局（事務局は富士吉田市。以下「事務局」という。）に報告するものとする。

(細目協定)

第8条 事務局は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、担当者連絡先等の協定の細目について取りまとめ、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成22年12月13日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年12月13日

甲 富士山火山防災協議会

構成市町村

富士吉田市長

西桂町長

忍野村長

山中湖村長

富士河口湖町長

鳴沢村長

身延町長

乙 東京都三鷹市野崎1-20-20 MYビル3F

(株) J マート

代表取締役社長

7-20 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (株)カインズ

富士山火山防災協議会の構成市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町。以下各々を「甲」という。）と（株）カインズ（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲に災害が生じ、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 甲以外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 建築資材、建築工具、インテリア用品、家庭用品、日用雑貨、加工食品、カー用品、ペット用品など乙の取り扱う物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭またはファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の物資調達責任者へ確認するものとする。

3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を、甲の物資調達責任者へ報告するものとする。

（物資の集積場所及び引渡し）

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

2 集積場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとし、甲は相互に連帯したいものとする。

2 前項の規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

資料編

(物資の搬入方法等の報告)

第7条 乙は、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3によりこの協定の成立日及び変更があった場合、富士山火山防災協議会事務局（事務局は富士吉田市。以下「事務局」という。）へ報告するものとする。

(細目協定)

第8条 事務局は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、担当者連絡先等の協定の細目について取りまとめ、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成22年12月10日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年12月10日

甲 富士山火山防災協議会

構成市町村

富士吉田市長

西桂町長

忍野村長

山中湖村長

富士河口湖町長

鳴沢村長

身延町長

乙 群馬県高崎市高関町380

(株)カインズ

代表取締役社長

7-21 災害時における生活必需物資の調達に関する協定書 (株)クスリのサンロード)

富士山火山防災協議会の構成市町村（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び身延町。以下各々を「甲」という。）と（株）クスリのサンロード（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対しその調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

(1) 甲に災害が生じ、又は発生のおそれがあるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(要請の方法等)

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭またはファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の物資調達責任者へ確認するものとする。

3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を、甲の物資調達責任者へ報告するものとする。

(物資の集積場所及び引渡し)

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に甲の指定する者を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(物資の価格、支払い)

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとし、甲は相互に連帯したいものとする。

2 前項の規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

(保有品目等の報告)

第7条 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の保有品目、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3により富士山火山防災協議会事務局（事務局は富士吉田市。以下「事務局」という。）に報告するものとする。

資料編

(細目協定)

第8条 事務局は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、担当者連絡先等の協定の細目について取りまとめ、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成22年12月10日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年12月15日

甲 富士山火山防災協議会

構成市町村

富士吉田市長

西桂町長

忍野村長

山中湖村長

富士河口湖町長

鳴沢村長

身延町長

乙 甲府市後屋町452

(株)クスリのサンロード

7-22 災害時における協力に関する協定書 （（一社）全日本冠婚葬祭互助協会）

富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村（以下各々を「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（「以下災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

また、甲は要請に際し各市町村間で連絡を密にするものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の業務の提供
- （2）遺体の安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体の搬送
- （4）帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）
- （5）甲が設置した避難所及び、乙が提供する避難場所における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- （6）その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

- （1）要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
- （2）要請の理由
- （3）要請の内容
- （4）協力を要請する期間
- （5）その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行なうものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- （2）遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数

資料編

- (3) 避難所に供給した食事等の数量
 - (4) 生活支援等の各種サービスの内容
 - (5) その他甲が乙に指示した事項
- (経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額及び市場の適切な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては防災主管課長の職にあたる者を、乙にあっては全日本冠婚葬祭互助協会東京ブロック富士吉田地区本部長の職にあたる者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年10月31日

- 甲 山梨県富士吉田市下吉田1842
富士吉田市長
山梨県南津府郡西桂町1501-1
西桂町長
山梨県南津府郡忍野村忍草1514
忍野村長
山梨県南都留郡山中湖村237-1
山中湖村長
山梨県南津府郡富士河口湖町船津1700
富士河口湖町長
山梨県南都留郡鳴沢村1575
鳴沢村長
- 乙 東京都港区新橋1丁目18番地16号
日本生命新橋ビル9階
一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会 長

資料編

第1号様式

年 月 日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長 様

<自治体名 首長名>

災 害 時 協 力 要 請 書

災害時における協力に関する協定第3条規定に基づき、次のとおり協力方を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

第2号様式

年 月 日

<自治体名 首長名> 様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 印

災 害 時 要 請 業 務 実 施 報 告 書

災害時における協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

7-23 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書（山梨県土地家屋調査士会・（公社）山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

山中湖村（以下「甲」という。）と山梨県土地家屋調査士会・（公社）山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（状況調査への協力）

第1条 甲は、山中湖村内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、状況調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の調整を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して状況調査を実施する。

（状況調査の内容）

第2条 状況調査の内容は、次に掲げるものとする。

（1）「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、甲の職員と連携して、山中湖村内の家屋を調査すること・

（2）甲が発行する「り災証明」について、村民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された乙の会員の人件費等の経費を負担しない。ただし、状況調査に必要な資機材は甲が用意するものとする。

（研修会の実施）

第4条 乙は、状況調査に必要な知識を習得する為に研修会を開催するものとし、甲に当該研修会の講師の派遣を要請することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、状況調査の実施により知り得た甲または第三者の情報を第三者に漏らしはならない。状況調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、状況調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は、乙が別途に加入する災害補償保険により対応する。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成24年10月31日

甲 南都留郡山中湖村山中237-1

山中湖村長

乙 山梨県甲府市国母 8 丁目13番地30号

山梨県土地家屋調査士会

公益社団法人

山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長

7-24 足立区と山中湖村との災害時における相互援助に関する協定書

(趣旨)

第1条 足立区（以下「甲」という。）と山中湖村（以下「乙」という。）は、山中湖村の豊かな自然の地に、足立区が山中湖林間学園を設置したことを契機として、足立区と山中湖村及び区民と村民が相互に理解を深め交流を続けている。今後も、更に相互の親睦と友好を深めることを願い、災害時における応急対策及び復旧対策に係る相互の援助に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第2条 甲又は乙は、前条の規定により援助協力要請を受けた場合は、要請の内容に従って、応援するよう努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧品
- (2) 生活必需品
- (3) 応急対策用資機材
- (4) 救助及び応急復旧に必要な技術職、技能職及び事務職職員等の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) その他、特に必要な事項

(輸送)

第4条 応急物資の輸送は、供給を要請した側が行うものとする。ただし、特別の理由により要請した側において輸送が困難な状況にある場合は、協議によりその輸送を供給する側に依頼することができる。

(経費の負担)

第5条 応急物資の供給及び施設提供に要する経費（輸送費を含む）は、要請した側が負担するものとし、その額については、双方で協議して定める。

(協議)

第6条 この協定の解釈について、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、双方協議のうえ、決定するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年2月28日

甲 東京都足立区長 古性 直
乙 山梨県山中湖村長 高村 朝次

8 様 式

8-1 自衛隊災害派遣要請依頼文書様式

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

山中湖村長



自衛隊災害派遣要請について（依頼）

災害対策基本法第68条の2の規定により、次のとおり自衛隊の災害派遣を依頼します。

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部課係
	担当者名
	電話： 防災無線：
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分
災害の状況及び派遣依頼事由	
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日
	年 月 日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町 村 地内
	施設名称
現地連絡員	部 課 係、担当者名
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

山梨県防災危機管理課 TEL：055（22391432）FAX：055（223）1429
防災無線：（衛星系）200-2511

8-2 自衛隊災害派遣撤収依頼文書様式

第 号

第 号

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

山中湖村長



自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

8-3 消防防災航空隊出場要請書

直通電話 (0551) 20-3601

F A X (0551) 20-3603

1 要請団体	発信者				
2 災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害	
3 要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送
4 発生場所 目 標	(市・町・村) 目標				
5 発生日時	年	月	日	曜日	時 分頃
6 事故概要又は 災害概要					
7 気 象 (災害現場)	天候 視界	風向 m	風速 (m/s	気温 ℃ 警報・注意報)
8 必要資機材					
9 出 場 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)			番地 病院
	要請側病院名				病院
10 搬 送 先 臨 着 場	場所 目標 (名称)	(市・町 村)			番地 病院
	搬送先病院名				病院
11 傷病者等	住 所 氏 名	生年月日	年	月	日 歳
	傷病名	程 度	重・中・軽		男・女
12 現地搭乗者	(有・無) 職名	氏名			
13 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
14 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名	機数			機
15 要請日時	年	月	日	曜日	時 分
※以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
2 到着予定時間	年	月	日	曜日	時 分
3 活動予定時間	時間		分		
※その他の特記事項					
			受 信 者		

8-4 県指定に基づく報告様式

PAGE

(様式3-4-2)

市町村被害状況票		市町村名		
集計日時	月 日 時 分 現在	市町村名担当者名		
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)		
受信日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他	
1 人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上	非住家床下
3 火災(棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数
4 被害概況				
5 道路				
6 橋梁				
7 河川				
8 崖崩れ				
9 電話				
10 電気				
11 ガス				
12 水道				
13 鉄道				
14 バス				
15 避難所				
16 ヘリ関係				
17 教育				
18 農業				
19 応急対策				
20 その他				
21 応援要請	①消防(県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他			
○要請内容(いつ、どこへ、何を、どの位、手段)				
連絡先(住所等)		電話		担当者
22 避難状況	①勧告 ②指示 ③自主			
月 日 時 分	避難地域 避難先		世帯	人
月 日 時 分	避難地域 避難先		世帯	人
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧避難・輸 送対策班 ⑨建築物・廃棄物対策班 ⑩その他(部 課)		受信者 日 時	氏名 平成 年 月 日 時

※市町村→地方連絡本部(地域県民センター)→災害対策本部情報収集班

(様式3-4-5)

市町村災害対策本部等設置状況・
職員参集状況票

		市町村名	
集計 時点	月 日 時 分 現在	市町村担当者名	
受信番号 (企画振興部)		受信者 (地域県民センター)	
受信 日時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
災害対策本部設置		設 置	平成 年 月 日 時 分
		解 散	平成 年 月 日 時 分
		設置場所	電話 FAX
職員参集状況		人	

※ 市町村 → 地方連絡本部 (集計) → 災害対策本部情報収集班

8-5 「東海地震に関連する情報」発表字の報告様式

市町村職員参集状況（様式4-3-1）

市町村職員参集状況

市町村名

担当者名

（ 年 月 日 : 現在）

集計時点（○で囲む）

- ・ 注意情報（第1・2・3報）発表時点
- ・ 注意情報（第1・2・3報）発表後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令時点
- ・ 警戒宣言発令後2時間経過時点
- ・ 警戒宣言発令後6時間経過時点

職員参集状況（人）

※市町村→地方連絡本部（地域県民センター）

地震防災応急対策実施等状況票

(様式4-6-1)

(第 報)

市町村名 地域振興局名		報告日時	平成 年 月 日 時 分
実施(集計)時点	東海地震注意情報 発表以後	実施 (集計) 日時	平成 年 月 日 時 分現在
	警戒宣言 発令以後		
1 人的被害			
2 物的被害(棟)			
3 火災(棟)			
4 被害概況			
5 道路			
6 橋梁			
7 河川			
8 崖崩れ			
9 電話			
10 電気			
11 ガス			
12 水道			
13 鉄道			
14 バス			
15 避難所			
16 ヘリ関係			
17 教育			
18 農業			
19 市町村体制			
20 その他			

※市町村本部→地方連絡本部→地震災害警戒本部情報収集班

報告者 _____

電話

FAX

8-6 「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第1号様式

災 害 報 告

都道府県	山 梨 県			区	分	番号	被 害				
災 害 者	年 月 日 第 報			そ	田	流出・埋没	ha	22			
年 月 日	確 定				冠	水	ha	23			
					畑	流出・埋没	ha	24			
					冠	水	ha	25			
報告者名								文 教 施 設	箇所	26	
区	分	番号	被 害	病	院	箇所	27				
人 的 被 害	死	者	人	1	道	路	箇所	28			
	行	方 不 明	人	2	橋	梁	箇所	29			
	負 傷 者	重 傷	人	3	河	川	箇所	30			
		軽 傷	人	4	港	湾	箇所	31			
住 家 被 害	全	壊	棟	5	砂	防	箇所	32			
			世帯	6	清 掃 施 設	箇所	33				
	半	壊	棟	8	崖 崩 れ	箇所	34				
			世帯	9	鉄 道 不 通	箇所	35				
			人	10	被 害 船 舶	隻	36				
	一 部 破 損		棟	11	水 道 戸	37					
			世帯	12	電 話 回 線	38					
			人	13	電 気 戸	39					
	床 上 浸 水		棟	14	ガ ス 戸	40					
			世帯	15	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	41				
			人	16	社 会 福 祉 施 設	戸	42				
	床 下 浸 水		棟	17	ガ ー ド レ ー ル	箇所	43				
			世帯	18	罹 災 世 帯 数	世帯	44				
			人	19	罹 災 者 数	人	45				
	非 住 家	公 共 建 物	棟	20	火 災 発 生	建 物 件	46				
			棟	21	危 険 物 件	47					
棟			21	そ の 他 物 件	48						

区	分	番号	被 害	都 府 道 対 策 本 部	名 称		
公 共 文 教 施 設	千 円	49		災 害 對 策 本 部	設 置	年 月 日 時	
農 林 水 産 業 施 設	千 円	50			解 散	年 月 日 時	
公 共 土 木 施 設	千 円	51			設 置 市 町 村 名	計 団 体	
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円	52					
小 計	千 円	53		災 害 救 助 法	適 用 市 町 村 名	計 団 体	
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体	54					
そ の 他	農 産 被 害	千 円	55				
	林 産 被 害	千 円	56				
	畜 産 被 害	千 円	57				
	水 産 被 害	千 円	58				
商 工 被 害	千 円	59					
そ の 他	千 円	60			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 総 額	千 円	61			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）							

資料110

資料編

第2号様式

災害中間年報

都道府県名

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷		人					
		軽傷		人					
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
り 災 世 帯 数			世帯						
り 災 者 数			人						
被害総額			千円						
公立文教施設			千円	()	()	()	()	()	
農林水産業施設			千円	()	()	()	()	()	
公共土木施設			千円	()	()	()	()	()	
その他の公共施設			千円	()	()	()	()	()	
その他被害			千円						
消防職員出動延人数			人						
消防団員出動延人数			人						
都道府県 災害対策本部	設置		月日	月日	月日	月日	月日	月日	
	解散		月日	月日	月日	月日	月日	月日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体	

第3号様式

災 害 年 報

資料編

区分		災害名 発生年月日		都道府県名		計	
区	死	者	人				
	行方不明	者	人				
人的被害	負傷者	重傷	人				
		軽傷	人				
住家被害	全	壊	棟				
			世帯				
半	壊	棟					
		世帯					
一部	破	棟					
		世帯					
床上	浸	棟					
		世帯					
床下	浸	棟					
		世帯					
非住家	公共	建物	棟				
			世帯				
田	流失・埋冠	水	ha				
			ha				
畑	流失・埋冠	水	ha				
			ha				
学	校	箇所	箇所				
			箇所				
道	路	箇所	箇所				
			箇所				
橋	り	箇所	箇所				
			箇所				
河	川	箇所	箇所				
			箇所				
港	湾	箇所	箇所				
			箇所				
砂	防	箇所	箇所				
			箇所				
清	掃	箇所	箇所				
			箇所				
崖	く	箇所	箇所				
			箇所				
鉄	道	箇所	箇所				
			箇所				
被	害	箇所	箇所				
			箇所				
水	船	箇所	箇所				
			箇所				
道	道	箇所	箇所				
			箇所				
計	計	計	計				
			計				

区分		災害名 発生年月日		災害名		計	
区	電	話	回線				
	電	気	戸				
ガ	プロック	屏	等	戸			
				箇所			
その他	建物	危険	その他	件			
				件			
火災発生	り	災	世帯	数			
				人			
り	災	者	数	人			
				人			
公立	文	教	設	千円			
				千円			
農林	水	産	業	千円			
				千円			
公共	土	木	設	千円			
				千円			
その他	の	公	共	千円			
				千円			
小	計	計	計	千円			
				千円			
公共	市	施	設	千円			
				千円			
農	産	被	害	千円			
				千円			
林	産	被	害	千円			
				千円			
畜	産	被	害	千円			
				千円			
水	産	被	害	千円			
				千円			
商	工	被	害	千円			
				千円			
その他	の	他	の	千円			
				千円			
被害	の	総	額	千円			
				千円			
都道府	対	策	本	設置			
				解散			
災害	対策	本部	設置	千円			
				千円			
災害	救助	市	町村	千円			
				千円			
消防	職員	出	動	延			
				延			
消防	団	員	出	延			
				延			
計	計	計	計	延			
				延			

8-7 「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他			
出火場所				
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 (月 日 時 分)	
火元の業態・用途		事業所名 (代表者名)		
出火箇所		出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 負傷者 重症 中等症 軽症	人 人 人 人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積		
焼損程度	焼損棟数 全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや	棟 棟 棟 棟 } 計棟	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り災世帯数		気象状況		
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他	台 台 台	人 人 人	
救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

資料編

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	(レイアウト第1種、第1種、第2種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物	2 指定可燃物	3 高圧ガス	物質名		
	4 可燃性ガス	5 毒劇物	6 RI等			
	7 その他 ()					
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要		危険物施設の区分				
事故の概要						
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)			
			{重症 人(人) {中等症 人(人) {軽症 人(人)			
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況			出場機関	出場人員	出場資材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
			消防本部(署)		台	
			消防団		台	
			海上保安庁		人	
			自衛隊		人	
		その他		人		
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救助・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	負傷者等		
	計 人	重症	人 ()	人 ()
	不明 人	中等症	人 ()	人 ()
		軽症	人 ()	人 ()
救助活動の要否				
要救護者数(見込)			救助人員	
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

資料編

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 _____ (第 _____ 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

資料117

都道府県			区分被害			区分被害			区分被害			区分被害																											
災害名 報告番号			災害名 第報 (月日時現在)			そ	田	流出・埋没冠水	ha		の	公立文教施設	千円		災等の設置策本部	都道府県	市町村																						
							畑	流出・埋没冠水	ha			農林水産業施設	千円																										
報告者名			区分被害				文	文教施設	箇所			公	公共土木施設	千円					災害救助法	適用市町村名	計																		
							病	病院	箇所			小	計	千円								公	公共施設被害市町村数	団体															
人的被害	死	者	人		道		道路	箇所		他		農	農業被害	千円								消防職員出動延人数	人																
	行	方不明者	人		橋		りょう	箇所				林	業被害	千円											消防団員出動延人数	人													
住家被害	負傷者	重	傷	人			河	川	箇所				畜	産被害				千円											備考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況									
		軽	傷	人			港	湾	箇所				水	産被害				千円																					
全	壊	棟			他		砂	防	箇所				商	工被害				千円															被害総額	千円					
		世帯					清	掃施設	箇所				そ	の				他										千円											
半	壊	棟				崖	くずれ	箇所			被	害船舶	隻		備考																								
		世帯				鉄	道不通	箇所			水	道	戸																										
一	部破損	棟				電	話	回線			電	気	戸						備考																				
		世帯				ガ	ス	戸			電	気	戸																										
床	上浸水	棟				ブ	ロック塀等	箇所		電	気	戸		備考																									
		世帯				り	災	世帯数	世帯		電	気	戸																										
床	下浸水	棟				り	災	者数	人		火	災発生	件													備考													
		世帯				建	物	件			火	災発生	件																										
非住家	公共建物	棟			火	災発生	件			火	災発生	件													備考														
		棟			火	災発生	件			火	災発生	件																											
非住家	その他	棟			火	災発生	件			火	災発生	件			備考																								
		棟			火	災発生	件			火	災発生	件																											

※被害額は省略することができるものとする。

資料編

(様式3)

救助活動の種類別実施状況

市町村名		保健福祉事務所名				
		報告年月日・時刻	平成 年 月 日 時 分			
救助の種類	救助の内容等		救助の種類	救助の内容等		
(1) 避難所の設置	①設置箇所数 (箇所)		(5) 死体の捜索	①捜索月日 月 日 時～ 月 日 時		
	②避難者数 (世帯 人)			②捜索対象		
(2) 炊き出しその他 食品の給与	③避難所別の内訳		(6) 死体の処理 (洗浄、縫合) (検案、安置)	③捜索地域		
	(/ 世帯 人)	④捜索方法 (具体的)				
	(/ 世帯 人)	①処理月日 月 日 時～ 月 日 時				
	(/ 世帯 人)	②処理件数 大人 (12歳以上) 体 子供 (12歳未満) 体				
	(/ 世帯 人)	③検索者				
	(/ 世帯 人)	④安置場所 () 体				
	(/ 世帯 人)	() 体				
(3) 飲料水の供給	① 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		(7) 埋 葬	①埋葬月日 月 日 時～ 月 日 時		
	② 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)			②埋葬者数 人		
	③ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)		(8) 学用品支給	①支給月日 月 日 時～ 月 日 時		
	④ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)			②支給状況 中学生 人 小学生 人		
	⑤ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)			(9) 障害物の除去 (居宅内の)	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時	
	⑥ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				②作業箇所 箇所	
	⑦ 月 日 (朝食 人、昼食 人、夕食 人)				③作業方法	
(4) 災害を受けた者の 救出	①作業月日 月 日 時～ 月 日 時		(10) 家屋の応急修 理	①修理月日 月 日 時～ 月 日 時		
	②地区名			②修理家屋 箇所		
③救出人員 世帯 名		③修理方法				
④救出方法 (具体的)						

(様式4)

被災世帯調査原票

市町村名 ()

調査責任者職氏名 印

立会人職氏名 印

整理番号NO

年 月 日現在

世帯主氏名		住所					避難先						
被害程度		全壊・全焼・流失・半焼・半壊・床上浸水・床下浸水・一部破損					状況						
応急救助を必要とする家族の状況	氏名	続柄	性別	年齢	職業	学校名・学年	死亡	行方不明	重傷	軽傷	妊娠	備考	
	1												
	2												
	3												
	4												
	5												
	6												
	7												
小計													
被害にあつた住家		棟 (自家、借家)			被害にあつた非住家			棟 (自家、借家)					
食料、家財等の減失状況		①食料			②炊事用具			③被服類		④寝具類		⑤その他	
課税の状況		非課税・均等割・所得割					調査責任者の意見						
世帯類型		被保護・身障・老人・母子(父子)・要保護・その他											
必要な救助		避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理 学用品・埋葬・死体捜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他 ()											

資料121

資料編

資料編

(様式5)

救助の種目別物資受払状況

市町村名 ()

救助の種目別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

注1 「救助の種目別欄」には、避難所用、炊出しその他による食品給与用、給水用機械器具燃料浄水用薬品・資材用、被服・寝具その他生活必需品用、医薬品衛生材料用、被災者救出用機械器具・燃料用、事務用燃料・消耗品用などを記入し、区分する。

2 「摘要」欄に購入又は受払先及び払出し先を記入すること。

3 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

4 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

5 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。なお、「備考」欄には払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

(様式6)

避難所設置及び収容状況

市町村名 ()

避難所の名称	種 別	開 設 期 間	実人員	延人員	物品使用状況		実支出額	備 考
					品 名	数 量		
	既存建物 屋外天幕	月 日 ～ 月 日						
計								

注1 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別を記入すること。

2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」に記入すること。

資料編

(様式7)

応急仮設住宅台帳

市町村名 ()

応急仮設住宅番号	世帯主名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人									
計	世帯										

注1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別も明らかにすること。
- 6 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。

資料編

(様式9)

飲料水の供給簿

市町村名 ()

供給 月日	対象 人員	市 販 飲 料 水 水 の 給 給	給水用機械・器具による給水								実支出 額
			使用した機 械・器具の 名 称	借 上			修 繕			燃料費	
				数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要		
		円									

注1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に記入すること。

2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

資料編

(様式11)

救 護 班 活 動 状 況

○ ○ 救護班

班長：医 師 氏 名 印

月 日	活動した 市町村名	診 療 状 況		死 体 検案数	活動に伴い 故障、破損 した器具・ 器材の修繕 費	備 考
		患者数	措 置 の 概 要			
		人		人	円	
計						

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

資料編

(様式13)

助産台帳

市町村名 ()

分娩者名 氏名	分娩日	助産機関名	分娩期間 月 日 ～ 月 日	金額	備考
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		
			月 日 ～ 月 日		

(様式14)

被災者救出状況記録簿

市町村名 ()

年月日	救出 人員	救出用機械・器具								実支出 額	備 考
		名称	借 上			修 繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	月日	修繕費	摘要			
計											

注1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

3 「故障の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

資料編

(様式15)

住宅応急修理記録簿

市町村名 ()

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
計	世帯			

(様式20)

障害物の除去状況

市町村名 ()

住家被害程度 区分	氏名	除去に要した 期 間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備 考
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
		月 日 ～ 月 日			
計	半壊・焼	世帯			
	床上浸水	世帯			

資料編

(様式21)

輸 送 記 録 簿

山 梨 県

市町村名 ()

輸送 月日	目 的	輸 送 区 間 (距離)	借 上 料			修 理 費					燃料 費	実支 出額
			使用車両等			故障車両等		修繕 月日	修 繕 費	故障 の 概要		
			種 類	台 数	金 額	登 録 番 号	所 有 者					
計												

8-9 避難勧告等発令情報（放送事業者への放送提供）

（様式1）

避難勧告等発令情報

山中湖村

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別

- 避難準備情報（各市町村地域防災計画）
- 避難勧告（災害対策基本法第60条）
- 避難指示（災害対策基本法第60条）

2 発令日時 月 日 時 分

3 解除日時 月 日 時 分

4 対象地域

（およその世帯数）

5 指定避難場所

6 避難すべき理由

- 大雨による河川の氾濫の危険があるため
（河川名）
- 大雨による土砂災害の危険があるため
- 地震による土砂災害の危険があるため
- 地震による家屋崩壊の危険があるため
- その他（）

市 町 村	発信者所属・氏名	
	電話	
	F A X	
県	確認者氏名	

8-10 災害救助用米穀の引渡要請書様式

様式1

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

山中湖村長 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡場所	引渡方法	備考

8-12 緊急消防援助隊応援要請連絡

第	報
平成	年 月 日

山梨県知事 殿
消防庁長官

山中湖村長

緊急消防援助隊の応援要請連絡について

次のとおり緊急消防援助隊の応援要請連絡を行います。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的被害の状況					
応援要請日時	平成 年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある舞台名に○をし、希望する部隊等を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊		特殊	毒劇物等対応隊	
	救 助 部 隊			N 災害対応隊	
	救 急 部 隊			B 災害対応隊	
	航 空 部 隊			C 災害対応隊	
	水 上 部 隊			大規模危険物火災等対応隊	
	特 に な し			密閉空間火災等対応隊	
		特殊 装備 部隊	遠距離大量送水隊		
			その他の部 隊		
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡 責任者	区分	担当課	職	氏名	電話・FAX番号
	山中湖村				TEL — — FAX — —

8-13 相互応援協定に基づく応援出動要請

別記様式3

平成	年	月	日
午前・午後		時	分

応援出動要請

本部長 殿

消防本部消防庁
市村長

による災害について、消防組織法第39条の相互応援協定に伴う応援を要請します。

(1)	災害種別	
(2)	災害発生日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
	災害発生場所	
	災害状況	
	人的・物的被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊家屋に要救助者多数あり。 ・事故車両に要救助者あり。 ・高層建物屋上に避難者あり。 ・同時多発火災により延焼拡大
(3)	応援要請日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
	応援部隊	救助隊 隊、救助隊 隊、消火 隊 特殊車 () 隊、その他 () 隊
	必要資機材	各出動隊の災害対応資機材
(4)	終結場所	
	終結時間	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分
	必要無線波	全国共通波 (1・2・3波)・県内共通波
(5)	その他必要事項	

山中湖村地域防災計画

平成27年3月31日

編集 山中湖村防災会議
発行 山中湖村
印刷 (株)ぎょうせい
